西宮市国民保護計画

~市民の保護のために~

令和6年4月西 宮 市

目 次

耳1編 総計	I	1 -1
第1章	計画の趣旨	1 -1
1	計画作成に当たっての基本的考え方	1 -1
2	計画の目的	1 -2
3	市の責務	1 -2
4	計画に定める事項	1 -2
5	計画の対象	1 -2
6	計画の構成	1 -3
7	計画の見直し、変更	1 -3
第2章	基本方針	1 -4
1	市民の基本的人権の尊重 (法 5)	1 -4
2	市民の権利利益の迅速な救済 (法 6)	1 -4
3	市民に対する情報提供 (法 8)	1 -4
4	関係機関相互の連携協力の確保 (法 3Ⅳ)	1 -4
5	市民の協力 (法 4)	1 -4
6	高齢者、障害のある人、外国人などへの配慮及び国際人道法の的確な実施	1 -4
7	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	1 -4
8	保護措置に従事する者等の安全の確保	1 -4
第3章	関係機関等の役割分担及び連絡先	1 -5
1	関係機関等の役割分担	1 -6
2	関係機関の連絡先	1 -8
第4章	市の地理的、社会的特徴	1 -9
1	地形	1 -9
2	気候	1 -11
3	人口	1 -12
4	交通	1 -13
5	自衛隊施設	1 -15
第5章	計画が対象とする事態	1 -16
1	武力攻擊事態等	1 -16
2	竪急対処事態	1 -20

第2編 平素からの備え	2 -1
第1章 組織・体制の整備等	2 -1
第1節 市における組織・体制の整備	2 -1
1 初動体制の整備	2 -1
2 消防機関の体制	2 -2
第2節 関係機関との連携体制の整備	2 -3
1 基本的考え方	2 -3
2 県との連携	2 -4
3 近接市町との連携	2 -4
4 指定公共機関等との連携	2 -5
第3節 市民に期待される取組等	2 -6
1 市民に期待される取組	
2 市民との連携	2 -7
3 自主防災組織等に対する支援 (法 4Ⅲ)	2 -7
4 ボランティア団体等に対する支援 (法 4Ⅲ)	2 -7
第4節 通信の確保	2 -8
1 非常通信体制の整備	2 -8
2 非常通信体制の確保	2 -8
3 情報通信機器等の活用	2 -8
第5節 情報収集・提供等の体制整備	2 -10
1 基本的考え方	2 -10
2 警報等の伝達に必要な準備	
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	2 -12
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	2 -13
5 被災者支援システムの整備	2 -13
6 防災情報システムの整備強化	2 -14
第6節 研修及び訓練	2 -15
1 研修	
2 訓練 (法 42)	
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	2 -17
1 避難に関する基本的事項	
2 避難実施要領のパターンの作成	
3 救援に関する基本的事項	2 -19
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	
5 一時集合場所の選定	2 -20
6 避難施設の指定への協力	2 -20
7 医療体制の整備	
8 生活関連等施設の把握等	
第3章 物資及び資材の備蓄、整備	2 -22
1 市における備蓄	2 -22
2 施設、設備の整備及び点検等	2 -24

第4	章	啓発	2 -26
	1	保護措置に関する啓発	2 -26
	2	武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発	2 -26
第3編 武	九	攻撃事態等への対処	3 -1
第1	章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	3 -1
	1	国民保護警戒本部等の設置	3 -1
	2	市対策本部との調整	3 -3
第2	章	市対策本部の設置等	3 -5
	1	市対策本部の設置	3 -5
	2	動員の実施	3 -19
	3	通信の確保	3 -21
第3	章	関係機関との連携	3 -22
	1	国・県の対策本部との連携	3 -22
	2	知事、指定行政機関の長等への措置要請	3 -22
	3	指定公共機関、指定地方公共機関その他関係機関への措置要請等	3 -22
	4	自衛隊の部隊等の派遣要請等	3 -23
	5	他の市町長等に対する応援の要請、事務の委託	3 -23
	6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	3 -24
	7	市の行う応援等	3 -24
	8	ボランティア団体等に対する支援等 (法 4 III)	3 -25
	9	市民への協力要請 (法 4 ,)	3 -26
第4	章	警報及び避難の指示等	3 -27
第	1	節 警報の伝達等 (法 47Ⅰ)	3 -27
	1	警報の伝達等	3 -27
	2	警報の伝達方法	3 -29
	3	緊急通報の伝達及び通知	3 -30
第	2	節 避難住民の誘導等	3 -31
	1	避難指示の通知・伝達	3 -31
	2	避難実施要領の策定	3 -31
	3	避難住民の誘導	3 -34
	4	避難の類型	3 -37
	5	事態の類型に応じた留意事項	3 -39
第5	章	救援	3 -43
第	1	節 救援の実施	3 -43
	1	知事による事務委任 (法 76)	3 -43
	2	救援の実施及び補助	3 -43
第	2	節 関係機関との連携	3 -44
	1	県への要請等	3 -44
	2	他の市町との連携	3 -44
	2	日本去十字社との連携 (注 77)	3-44

	4	緊急物資の運送の求め (法 79)	. 3 -44
第	3	節 救援の内容3	-45
	1	救援の基準等	. 3 -45
	2	救援における県との連携	. 3 -45
第	4	節 救援の実施方法 (法 75)3	-46
	1	収容施設の供与	. 3 -46
	2	食品の給与	. 3 -48
	3	飲料水の供給	. 3 -49
	4	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	. 3 -50
	5	医療の提供及び助産	. 3 -52
	6	被災者の捜索及び救出	. 3 -56
	7	埋葬及び火葬	. 3 -56
	8	電話その他の通信設備の提供	. 3 -58
	9	武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	. 3 -58
	1	0 学用品の給与	. 3 -58
	1	1 障害物の除去	. 3 -58
第6章	章	:安否情報の収集・提供	-59
	1	安否情報の収集 (法 94)	. 3 -59
	2	県に対する報告 (法 94)	. 3 -60
	3	安否情報の照会に対する回答 (法 95 I)	. 3 -60
	4	日本赤十字社に対する協力 (法 96)	. 3 -61
第7章	章	□武力攻撃災害への対処	-62
		節 武力攻撃災害への対処 3	
		武力攻撃災害への対処の基本的考え方	
	2	武力攻撃災害の兆候の通知 (法 98)	. 3 -62
第	2	節 応急措置等3	-63
		退避の指示 (法 112)	
		警戒区域の設定 (法 114)	
		武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示 (法 111)	
		土地、建物の一時使用等 (法 113)	
		消防に関する措置等	
		節 生活関連等施設の安全確保	
		生活関連等施設の安全確保	
		危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 (法 103)	
		節 武力攻撃原子力災害及び NBC 攻撃による災害への対処	
		武力攻撃原子力災害への対処 (法 105)	
		NBC 攻撃による災害への対処	
		: 被災情報の収集・報告及び公表等3	
		被災概要の早期把握	
		被災情報の収集 (法 126)	
	3	被災情報の報告 (法 127)	. 3 - 76

	4 被災情報の公表	3 -77
	5 市民への各種相談窓口の設置	3 -79
第91	章 保健衛生の確保その他の措置	3 -80
	1 保健衛生の確保	3 -80
	2 廃棄物の処理	3 -82
	3 文化財の保護	3 -84
第1	0章 市民生活の安定に関する措置	3 -85
	1 生活関連物資等の価格安定 (法 129)	3 -85
	2 教育対策等	3 -86
	3 避難住民等の生活安定等	3 -87
	4 生活基盤等の確保	3 -89
第1	1章 特殊標章等の交付及び管理	3 -90
	1 特殊標章等 (法 158)	3 -90
	2 特殊標章等の交付及び管理	3 -90
	3 特殊標章等に係る普及啓発	3 -91
	[旧等	
	章 応急の復旧	
	1 基本的考え方	
	2 公共的施設の応急の復旧	
	3 国における所要の法制の整備等 (法 171)	
	4 市における当面の復旧	
	5 市が管理する施設及び設備の復旧	
	章 保護措置に要した費用の支弁等	
	1 費用負担及び支弁	
	2 損失補償、実費弁償及び損害補償	4 -4
	3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	
	4 市民の権利利益の救済に係る手続等	4 -4
第5編緊	急対処事態への対処	5 -1
	1 緊急対処事態 (法 182)	5 -1
	2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 (法 183)	5 -1

第1編総論

第1章 計画の趣旨

国民の保護のための措置(以下「保護措置」という。)に関する市の責務を明らかにするとともに、計画作成に当たっての基本的考え方や計画の目的、対象等計画の趣旨について示す。

1 計画作成に当たっての基本的考え方

市は、以下の基本的考え方のもと、西宮市の国民の保護に関する計画(以下「市保護計画」という。) を作成する。

(1) 国民保護法制の役割

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)は、武力攻撃事態等から国民を守る仕組みを定めたものであり、この法律をはじめ武力攻撃事態対処法など一連の有事法の施行によって、関係機関の有事における活動を事前に明確にしておく枠組みができた。国民保護法を実効性あるものにするため、この計画を作成するものである。

(2) 市民の保護の確立

この計画は、市が、市民の生命、身体及び財産を守る立場から、これまでの経験や教訓を活かし、 市民の自由と権利を尊重しつつ、武力攻撃事態等から市民を保護するための活動を行い、もって有事 における市民の安全と安心を確立するために作成するものである。

(3) 国際平和のための取組と武力攻撃事態等への備え

国の平和と国民の安全を確保するためには、諸外国との良好な協調関係の確立や国際社会との協力などにより、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要であり、西宮市においても、国際平和を希求する立場から、平和非核都市宣言の理念に基づき、国際交流など様々な取組を展開しており、このような取組はこれからも続けていかなければならない。

しかしながら、こうした平和への努力を重ねてもなお、万一、武力攻撃や大規模テロが発生したときは、市は、市民の生命、身体及び財産を守る必要があるため、この計画を作成するものである。

(4) 阪神・淡路大震災等の教訓の反映

武力攻撃事態への対応は、原因の意図性、攻撃の反復性などの点で自然災害や事故災害との違いはある。しかしながら、市民の安全を確保するための方策においては共通する部分も多いことから、計画の作成に当たっては、備えの大切さなど阪神・淡路大震災をはじめとする様々な危機における教訓を踏まえた地域防災計画等に基づくこれまでの取組の蓄積を最大限に取り入れるとともに、地域防災計画との整合を図るよう努める。

2 計画の目的

市保護計画は、武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活や市民経済への影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

3 市の責務

市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、国民保護法、その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び兵庫県の国民の保護に関する計画(以下「県保護計画」という。)を踏まえ、市保護計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する保護措置を総合的に推進する。

【市が実施する保護措置】 (法 16 |)

- ① 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の市民の避難に関する措置
- ② 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- ③ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置
- ⑤ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

4 計画に定める事項

市保護計画においては、その区域に係る保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。市保護計画に定める事項は、次のとおりとする。

【市保護計画に定める事項】 (法 35 II)

- ① 市の区域に係る保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する保護措置に関する事項
- ③ 保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 上記のほか、市の区域に係る保護措置に関し市長が必要と認める事項

5 計画の対象

市保護計画においては、市の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で市の区域内に滞在する人や市域を越えて避難してきたすべての人(外国人を含む)及び市の区域内において活動を行うすべての法人その他の団体(以下、これらを「市民」という。)を保護の対象とする。

6 計画の構成

市保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備え
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

7 計画の見直し、変更

(1) 市保護計画の見直し

市保護計画については、今後、国における保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県保 護計画の見直し、保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市保護計画の見直しに当たっては、西宮市国民保護協議会(以下「市協議会」という。)の意見を 尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市保護計画の変更手続 (法 35Ⅲ・法 39Ⅲ)

市保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする(ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、市協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

【軽微な変更】 (令5)

- ① 市内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項若しくは同法第4条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴う変更
- ② 指定行政機関、指定地方行政機関、都道府県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更
- ③ 上記のほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

第2章 基本方針

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、保 護措置に関する基本方針として定める。

1 市民の基本的人権の尊重 (法5)

市は、保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重するものとし、市 民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正 な手続の下に行う。

2 市民の権利利益の迅速な救済 (法6)

市は、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の 救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 市民に対する情報提供 (法8)

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保 (法 3 IV)

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 市民の協力 (法4)

市は、国民保護法の規定により保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとし、要請にあたっては強制にわたることがあってはならない。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障害のある人、外国人などへの配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害のある人、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。また、市は、保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 保護措置に従事する者等の安全の確保

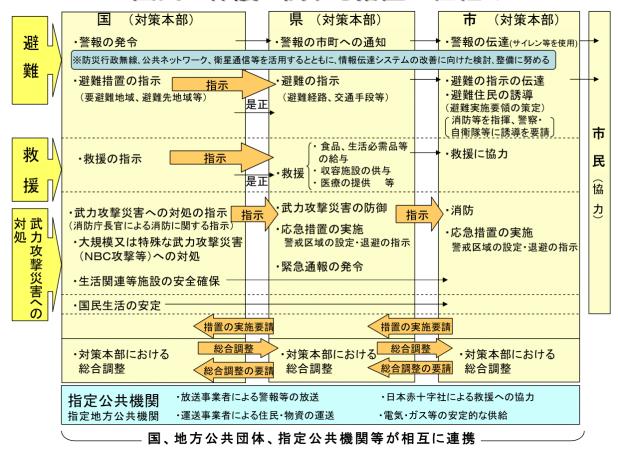
市は、保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて保護措置に協力する者に対しても、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関等の役割分担及び連絡先

市は、保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市及び 県等関係機関それぞれの役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関等の役割分担

保護措置について、県、市、自衛隊、指定地方行政機関及び指定公共機関等は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【地方公共団体】

機関の名称	役割分担		
	1 県保護計画の作成		
	2 県協議会の設置、運営		
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営		
	4 組織の整備、訓練		
	5 警報の通知		
	6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える		
	住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施		
県	7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措		
宗 	置の実施		
	8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設		
	定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する		
	措置の実施		
	9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の県民生活の安定に関す		
	る措置の実施		
	10 交通規制の実施		
	11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施		
	1 市保護計画の作成		
	2 市協議会の設置、運営		
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営		
	4 組織の整備、訓練		
	5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他		
市	の住民の避難に関する措置の実施		
111	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措		
	置の実施		
	7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他		
	の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施		
	8 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置の実施		
	9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施		

【自衛隊】

機関の名称	役割分担
陸上自衛隊	1 武力攻撃事態等における保護措置の実施及び関係機関が実施す
第3師団	る保護措置の支援等
第 36 普通科連隊	

【指定地方行政機関】

機関の名称	役割分担		
	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧		
近畿地方整備局	2 港湾施設の使用に関する連絡調整		
	3 港湾施設の応急復旧		
	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達		
	2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保		
 西宮海上保安署	3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等		
日白海上体女有	4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示		
	5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の		
	武力攻撃災害への対処に関する措置		

【指定公共機関等】

機関の名称	役割分担		
「海水車券本」	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送		
[運送事業者] <u></u>	2 旅客及び貨物の運送の確保		
① バス事業者			
(指定公共機関)阪	(急バス株式会社、阪神バス株式会社)		
② 鉄道事業者			
(指定公共機関)西	i日本旅客鉄道株式会社(兵庫支社)		
③ トラック事業者			
(指定公共機関)日	本通運株式会社 (神戸支店)		
[電気通信事業者]	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における		
	協力		
	2 通信の確保及び保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い		
(指定公共機関) 西日本電信電話株式会社(兵庫支店)			
[電気事業者]	1 電気の安定的な供給		
(指定公共機関)関西電力送配電株式会社(神戸本部)			
[ガス事業者]	1 ガスの安定的な供給		
(指定公共機関) 大阪ガスネットワーク株式会社 (兵庫事業部)			

第1編 総論 第3章 関係機関等の役割分担及び連絡先

I	機関の名称	役割分担
	[病院その他の医療機関]	1 医療の確保
	一般社団法人西宮市	ī医師会

2 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先については、資料編に記載する。

[資料2-9-1 所在地・連絡窓口一覧]

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について示す。

1 地形

本市は、兵庫県の南東部にあり、大阪、神戸両市の中間に位置している。

市域の東は武庫川下流で尼崎市に、西は芦屋市に、北は六甲山地北部で神戸市、仁川及び武庫川中流で 宝塚市にそれぞれ接し、南は大阪湾に面している。

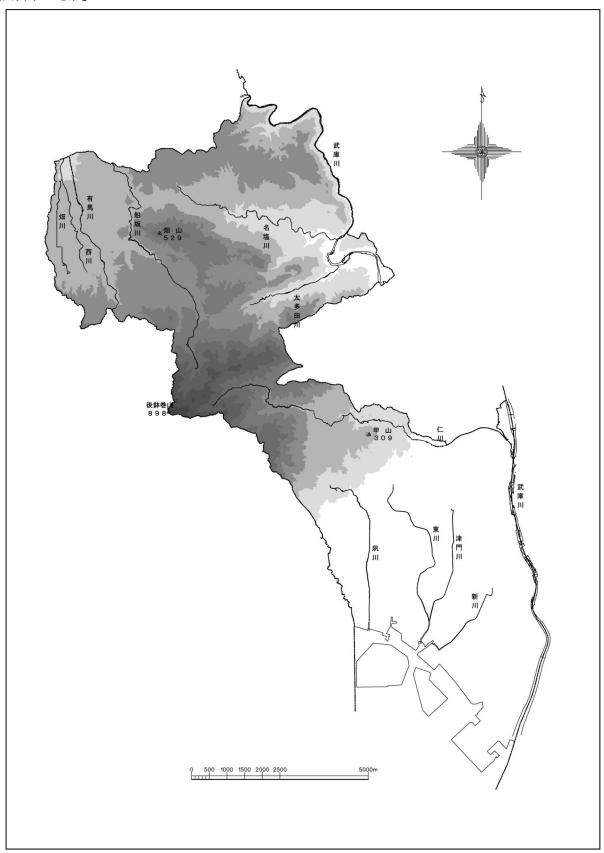
総面積 100.18 km に及ぶ市域は、南北 19.2km、東西 14.2km にわたり、ひょうたん型に展開しており、 その中央部を東六甲山系に属する山地が東西に横断している。

地形は、海岸部から山地にわたり、海抜-0.6m から 898.6m に及ぶ高低差をもち、起伏と変化に富んだ地形を展開している。東六甲山系から市北部の北摂山系に広がる山地は、市域の 70%余りを占め、瀬戸内海国立公園六甲山地区の一部を含む豊かな自然に恵まれた地域となっている。また、南部の平野部では、連担した市街地を形成しており、山麓部では自然豊かな住宅地として開発されている。

市域の河川は、東六甲山系を中心として放射状に流れ、夙川、東川、新川等の小河川を除けば、すべて 武庫川水系に属している。



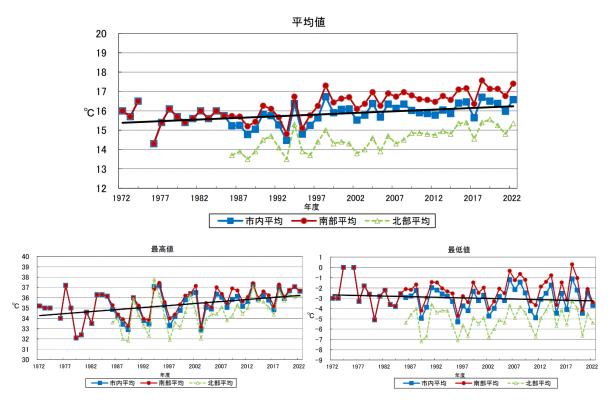
【西宮市の地形】



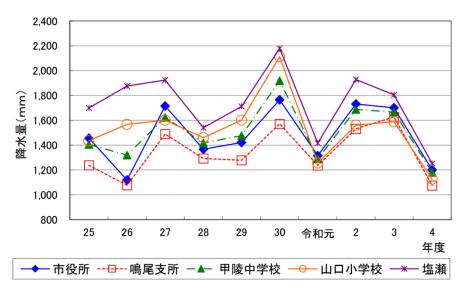
2 気候

気象は、山間部に属する北部と、大阪湾に臨む南部とではやや異なるが、その特性は、おおむね瀬戸内 海性気候を示し、晴天が多く、気候は温暖である。

気温については、南部と北部で年間平均気温は $1\sim2$ C程度異なる。そのため、南部地域では雨となっていても北部地域では雪が降っていることもある。北部では冬季の冷え込みが厳しく、夏季は南部地域と同様かなり高温になっている。ここ数年間の市内の平均気温の推移をみると横ばい傾向にあるが、観測開始からみると平均値および最高値は上昇傾向である。また、過去の測定結果からみると、夏季は高温多湿に、冬季は低く乾燥している。



降水量については、大気等の観測記録によると、日本特有の温暖湿潤気候であるため、夏季は多雨、冬季は少雨の傾向がある。近年、夏季にゲリラ豪雨と呼ばれる短時間に数十ミリの猛烈な雨を観測することが多くなっている。



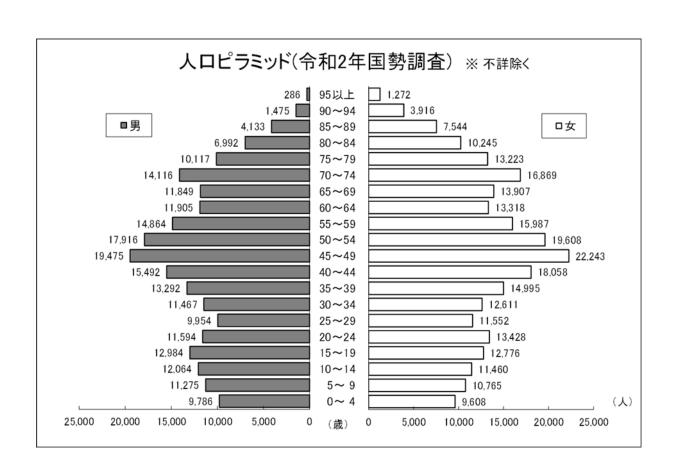
3 人口

令和2年国勢調査によると、本市の人口は485,587人であり、兵庫県人口の8.9%を占め、神戸市、姫路市に次いで県下第3位となっている。

年齢別に見ると、15 歳未満の年少人口は64,958 人であり、総人口に占める割合は13.4%、一方、65 歳以上の老年人口は115,944 人、23.9%であり、残り15 歳から64 歳の生産人口は293,519 人、60.4%となっている。

本市を従業地・通学地として他市から流入している人口は 74,249 人、他市を従業地・通学地として本市から流出している人口は 131,426 人であり、57,177 人の流出超過となっている。

また、人口の分布は、北部の山口地区は 16,946 人、塩瀬地区は 25,858 人であり、南部地域に 91.2%の 442,783 人が集中している。



4 交通

(1) 道路の状況

本市は、京都・大阪と西国を結ぶ交通の要所として古くから栄え、また、北部地域は丹波方面の宿場として開けた。

高速道路としては、名神高速道路の終点であり、阪神高速神戸線につながり、また、阪神高速湾岸線も整備されている。北部地域では中国縦貫自動車道のインターチェンジがあり阪神流通センターが整備されている。また、阪神高速北神戸線が中国縦貫自動車道や山陽自動車道に接続している。

一般国道としては、大阪と神戸を結ぶ国道 2 号、国道 43 号、京都方面に接続する国道 171 号、北 部地域を縦貫し丹波方面に接続する国道 176 号がある。

県道としては、南部地域と北部地域を結ぶ大沢西宮線、六甲山系を縦断する明石神戸宝塚線、宝塚 と有馬を結ぶ宝塚唐櫃線、山口地区と有馬を結ぶ有馬山口線がある。

主要な市道としては、南部地域を東西に貫く、臨港線、甲子園葭原線、鳴尾御影線、山手幹線、山手線があり、南北に結ぶものとしては、甲子園段上線、中津浜線、今津西線、用海線、市役所前線がある。

[資料2-6-11 主な避難路位置図][資料2-6-12 緊急輸送道路][資料2-6-13 緊急交通路]

(2) 鉄道の状況

本市の鉄道は、南部地域を東西に貫く、JR 東海道本線、阪急神戸本線、阪神本線があり、南北は阪急今津線、阪急甲陽線、阪神武庫川線がある。北部地域は JR 福知山線がある。

また、南部地域に駅はないが JR 山陽新幹線が通っている。

(3) 港湾状況

本市の臨海埋立部は尼崎西宮芦屋港として公共埠頭が整備されている。また西宮地区には約700隻の船舶が収容可能な西日本最大規模のヨットハーバーが整備されている。

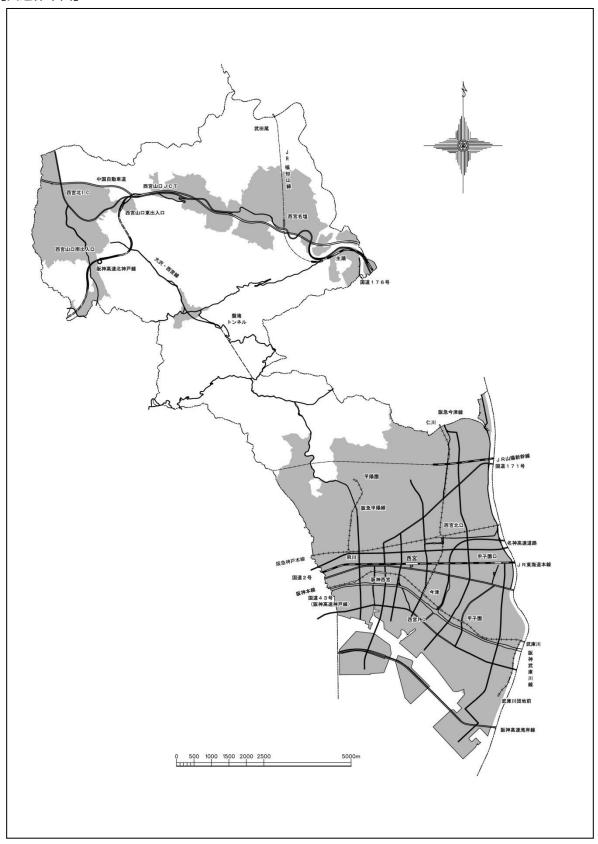
[資料2-6-3 公共埠頭図]

(4) 空港の状況

本市には空港はないが、近くには大阪国際空港、神戸空港、関西国際空港がある。

名 称	大阪国際空港	神戸空港	関西国際空港
種 別	第一種	第三種	第一種
設置管理	新関西国際空港㈱	神戸市	新関西国際空港㈱
設置場所	伊丹市、豊中市、池田市	ポートアイランド(II期) 南約 1 km	泉佐野市、泉南市、泉南郡田尻町
滑走路長	A: 1,828 m	2.500	A:3,500 m
	B:3,000m	2,500 m	B:4,000 m
五 往	311ha	272ha 平成 18 年 2 月	1期:510ha
面積			2期:545ha
/// LT HH //	1777 1 4 A		1期:平成6年9月
供用開始	昭和 14 年		2期:平成19年8月

【交通体系図】



5 自衛隊施設

陸上自衛隊について、東海・北陸・近畿・中国・四国地区 2 府 19 県を管轄する中部方面隊の総監部や、近畿 2 府 4 県を管轄する第 3 師団の司令部が隣接する伊丹市に所在している。

区分	名 称	所在地	主な部隊等
74- 1 4- / 4- 74-	伊丹駐屯地	伊丹市	・中部方面総監部 ・第 36 普通科連隊
陸上自衛隊 	千僧駐屯地	伊丹市	・第3師団司令部 ・第3後方支援連隊

第5章 計画が対象とする事態

市保護計画においては、以下のとおり国の基本指針及び県保護計画において、想定されている武力攻撃 事態及び緊急対処事態を対象とする。

なお、市内における具体的な事態の想定や、市の地理的、社会的状況を踏まえた留意点等については、 今後も国・県からの情報を踏まえ、関係機関と連携しながら、研究・検討していく。

【基本指針及び県保護計画で想定されている事態】

- 1 武力攻撃事態
 - ① 着上陸侵攻
 - ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
 - ③ 弾道ミサイル攻撃
 - ④ 航空攻撃
- 2 緊急対処事態
 - ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃
 - ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃
 - ③ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃
 - ④ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等

1 武力攻擊事態等

(1) 武力攻撃事態等の定義

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(以下「事態対処法」という。)第2条による武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃 予測事態)の定義は、以下のとおりである。

【武力攻擊事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った 事態

【武力攻撃予測事態】

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

(2) 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、基本指針においては、次の4つの類型が想定され、その特徴及び留意点が示されている。なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

事態の類型	特 徴、留 意 点
	【攻撃目標となりやすい地域】
着上陸侵攻	・ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有
	する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
	・航空機により侵攻部隊を投入する場合は、大型の輸送機が離着陸可能な空
	港が存在する地域(特に当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域
	と近接している場合)が目標となりやすい。
	・着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性
	が高い。
	【想定される主な被害】
	・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、 石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害
	石価コンピナートなど、攻撃日保となる施設の種類によっては、二人被告 の発生が想定される。
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	・一般的に保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も
	比較的長期間に及ぶことが予想される。
	【事態の予測】
	・敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等
	から、予測が可能である。
	【留意点】
	・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させる
	とともに、広域避難が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置
	の指示を踏まえ、適切に対応する必要がある。
	・広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が 重要な課題となる。
	主文 は か / 悠 こ な る 。
ゲリラや特殊部	【攻撃目標となりやすい地域】
隊による攻撃	・都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに
	対する注意が必要である。
	・海岸から潜入した後、攻撃目標へ移動することが考えられる。
	【想定される主な被害】 ・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることか
	ら、施設の破壊等が考えられる。
	・NBC 兵器やダーティボム(放射性物質を散布することにより放射能汚染
	を引き起こすことを意図した爆弾)が使用される場合がある。
	【被害の範囲・期間】
	・被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる
	施設(原子力事業所等の生活関連等施設等)の種類によっては、二次被害
	の発生も想定される。
	【事態の予測】
	・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めるこ
	ととなるが、攻撃者もその行動を秘匿するため、事前にその活動を予測あ
	るいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 【 留意点 】
	【 田忌!! ・危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じ
	て、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講
	じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。
	・事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又
	は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

事態の類型	特 徴、留 意 点
弾道ミサイル攻撃	【攻撃目標となりやすい地域】 ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 【想定される主な被害】 ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 【被害の範囲・期間】 ・弾頭の種類(通常弾頭又は NBC 弾頭)を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 【事態の予測】 ・極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。 【留意点】 ・迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害の拡大を抑制することが重要である。 ・警報と同時に近傍のコンクリート造等の堅ろうな施設や地下街等の地下施設など屋内へ避難させ、着弾後、被害状況を迅速に把握したうえで、事態
	の態様、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難の指示を行う。
航空攻撃	【攻撃目標となりやすい地域】 ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることが想定される。 ・ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。 【想定される主な被害】 ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 【被害の範囲・期間】 ・その意図が達成されるまで繰り返し攻撃が行われることも考えられる。 【事態の予測】 ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 【留意点】 ・攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。 ・生活関連等施設に対する攻撃がある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

※ 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における避難及び救援については、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を待って対応することを基本とする。

このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる避難及び救援を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進める。

(3) NBC 攻撃の場合の対応

武力攻撃事態において、NBC 攻撃(核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃)が行われた場合は、それぞれの特徴に応じた特殊な対応に留意する必要がある。

核兵器等

【想定される主な被害】

- ・核爆発によって、熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。
- ・放射性降下物(放射能をもった灰)は、爆発による上昇気流によって上空に 吸い上げられ、拡散、降下するため、熱線や爆風による被害よりも広範囲の 地域に被害が拡大する。
- ・放射性降下物の皮膚への付着による外部被ばく、あるいは放射性降下物の吸 飲や汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が 発生するおそれがある。
- ・ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害 と放射能による被害をもたらす。

【留意点】

- ・核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を 防止するため必要な措置を講じる必要がある。
- ・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。
- ・避難に当たっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるなど、被ばくを防止することが重要である。
- ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。
- ・汚染地域への立入制限を確実に行い、救急救助活動や医療活動にあたる要員 の被ばく管理を適切にすることが重要である。

生物兵器

【想定される主な被害】

- ・生物剤は、人に知られることなく散布が可能であり、また潜伏期間に感染者 が移動することにより、散布判明時には、既に被害が拡大している可能性が ある。
- ・生物剤の特性(ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等)により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃の場合、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

【留意点】

・国(厚生労働省)及び県は、一元的情報収集、データ解析等サーベイランス (疾病監視)により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体 の特性に応じた医療活動及びまん延防止を行うことが重要である。

化学兵器

【想定される主な被害】

- ・一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受け、風下方向に拡散し、空気より 重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。
- ・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって 異なる。

【留意点】

- ・原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を行い、住民を安全な風上の高 台に誘導する等、適切な避難措置が必要である。
- ・汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を 行うことが重要である。
- ・化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、 原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急対処事態

(1) 緊急対処事態の定義

事態対処法第22条による緊急対処事態の定義は、以下のとおりである。

【緊急対処事態】

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの

(2) 緊急対処事態の分類

緊急対処事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。基本指針においては、事態例として、攻撃対象施設等又は攻撃の手段の種類により、以下のものが想定されている。

① 攻撃対象施設等による分類

~_	少于内含物品的 1 - 6 - 6 - 6 - 6 - 6 - 6 - 6 - 6 - 6 -			
	分 類	事態例	被害の概要	
	危険性を内在する物質を	原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質等が放出され、周	
	有する施設等に対する攻		辺住民が被ばく	
	撃が行われる事態		・汚染された飲食物を摂取した住民が	
			被ばく	
		石油コンビナート・可燃性	・爆発及び火災の発生により住民に被	
		ガス貯蔵施設等の爆破	害が発生	
			・建物、ライフライン等が被災し、社	
			会経済活動に支障	
		危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被	
			害が発生	
			・港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚	
			染等社会経済活動に支障	
		ダムの破壊	・ダムの下流に多大な被害が発生	
Ī	多数の人が集合する施	・大規模集客施設	・爆破による人的被害が発生し、施設	
	設、大量輸送機関等に対	・ターミナル駅等の爆破	が崩壊した場合には人的被害は多大	
	する攻撃が行われる事態	・列車等の爆破		

② 攻撃手段による分類

り 以挙于权による万規		
分 類	事態例	被害の概要
多数の人を殺傷する特性	ダーティボム等の爆発に	・爆弾の破片及び飛び散った物体に
を有する物質等による攻	よる放射能の拡散	よる被害並びに熱及び炎による被
撃が行われる事態		害等が発生
		・ダーティボムの放射線による細胞
		機能の攪乱により、後年にガン発
		症の可能性あり
		・小型核爆弾ついては、核兵器の特
		徴と同様
	炭疽菌等生物剤の航空機	・生物剤の特徴については、生物兵
	等による大量散布	器の特徴と同様
	市街地等におけるサリン	・化学剤の特徴については、化学兵
	等化学剤の大量散布	器の特徴と同様
	水源地に対する毒素等の	・毒素の特徴については、化学兵器
	混入	の特徴と類似
破壊の手段として交通機	・航空機等による多数の	・施設の破壊に伴う人的被害が発生
関を用いた攻撃等が行わ	死傷者を伴う自爆テロ	(施設の規模によって被害の大きさ
れる事態	・弾道ミサイル等の飛来	が変化)
		・攻撃目標である施設周辺への被害
		も予想
		・爆発、火災等の発生により住民に
		被害が発生
		・建物、ライフライン等が被災し、
		社会経済活動に支障

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、職員の参集基準や体制、関係機関との連携体制について定める。

第1節 市における組織・体制の整備

市が保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な初動体制の整備等について定める。

1 初動体制の整備

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24 時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、 消防局との連携を図りつつ、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる 24 時間即応可能な 体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、体制を整備するとともに、その参集基準を定める。(第3編第2章)

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

(4) 対策本部員等への連絡手段の確保

市の対策本部員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、 電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 対策本部員等の参集が困難な場合の対応

市の対策本部員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

(6) 職員の所掌事務

市は、職員の行うべき所掌事務を定める。(第3編第2章)

2 消防機関の体制

(1)消防局における体制

消防局は、市における参集基準等と同様に、消防局における初動体制を整備するとともに、職員の 参集基準を定める。その際、市は、消防局における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時におけ る消防局との緊密な連携を図り、一体的な保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する保護措置についての研修を実施するとともに、保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、消防長は、消防局における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

[資料2-5-1 消防力の現況]

第2節 関係機関との連携体制の整備

市は、保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

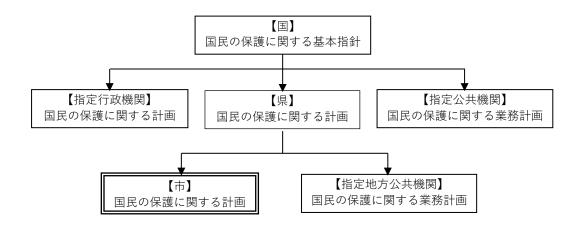
1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、 関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。



(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署(担当部局名、所在地、電話(FAX)番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を行い、保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

[資料2-9-1 所在地・連絡窓口一覧]

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市保護計画の県への協議

市は、県との保護計画の協議を通じて、県の行う保護措置と市の行う保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を 行ったときは、県に情報提供を行う。

「資料2-9-1 所在地・連絡窓口一覧」

「資料2-2-2 災害時における相互応援協定]

[資料2-2-3 災害時における相互応援協定に関する実施細目]

[資料2-2-4 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定]

[資料2-2-5 災害応急対策活動の相互応援に関する協定]

[資料2-2-6 災害応急対策活動の相互応援に関する協定実施細目]

[資料2-2-8 中核市災害相互応援協定]

「資料2-2-9 中核市災害相互応援協定実施細目」

「資料2-2-10 中核市災害相互応援協定の運用マニュアル」

「資料2-2-14 災害時相互応援協定書]

「資料2-2-15 全国青年市長会災害相互応援に関する要綱・実施要領〕

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関の NBC 対応可能部隊数や NBC 対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

なお、消防応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

「資料2-3-1 消防相互応援協定に関する協定」

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

[資料2-9-1 所在地・連絡窓口一覧]

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防局とともに、災害拠点病院、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう公益財団法人日本中毒情報センター等の専門的な知 見を有する機関との連携に努める。

[資料2-5-3 市内医療関係組織]

「資料2.3.2 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定〕

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに報道等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する 広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

[資料2-2-13 災害時の応援に関する申し合わせ]

[資料2-4-1 災害時応援協定一覧(民間機関等)]

「資料2-4-2 災害時情報等に関する放送の実施に関する協定書]

[資料2-4-3 災害時における放送要請に関する協定(参考)]

第3節 市民に期待される取組等

保護措置の円滑な実施のため市民に期待される取組や市民との連携等について示す。

1 市民に期待される取組

迅速かつ的確に保護措置が実施されるよう、市民には、次のような取組が自主的、自発的に行われることが期待される。

(1) 住民及び自治会等に期待される取組

- ① 平素における取組
 - ア 各家庭において水及び食料を備蓄するとともに、医薬品や携帯ラジオ等の非常持ち出し品を 準備しておく。
 - イ 怪我などに対する応急処置等に関する知識を身につける。
 - ウ 家族が離ればなれになったとき等に備えて、あらかじめ、連絡先や集合場所を決めておく。
 - エ 最寄りの避難施設とそこまでの経路を確認しておく。
- ② 武力攻撃事態等における取組
 - ア警報をはじめ、テレビ、ラジオ等により情報収集に努める。
 - イ 避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。
 - ウ 自治会等は、市からの警報等の情報を地域住民に連絡する。
 - エ 避難に当たっては、できる限り、自治会等の単位で行動する。

(2) 自主防災組織に期待される取組

- ① 平素における取組
 - ア 情報伝達、消火、救助等の活動を行うための資機材を整備する。
 - イ 市と連携して、個人情報の取扱いに注意しつつ、地域の高齢者、障害のある人などの所在を 把握して、警報等の伝達に協力する。
 - ウ 地域における危険箇所を把握しておく。
 - エ 市や消防局と連携して、訓練を実施する。
- ② 武力攻撃事態等における取組
 - ア 市からの警報等の情報を市民に伝達する。
 - イ 地域の住民の安否確認を行う。
 - ウ 市や消防局と連携して、避難住民を誘導する。

[資料2-5-2 自主防災会組織結成状況]

(3) 事業所等に期待される取組

- ① 平素における取組
 - ア 事業所内において水及び食料等を備蓄する。
 - イ 事業所内における危険箇所を把握する。
 - ウ 最寄りの避難施設とそこまでの経路を周知するとともに、事業所内における避難計画を定めておく。
 - エ 市や消防局と連携して、事業所内における避難や消火の訓練を実施する。

② 武力攻撃事態等における取組

- ア 市からの警報等の情報を従業員や顧客等に伝達する。
- イ 従業員により、顧客等の避難誘導を行う。
- ウ 従業員等の安否確認を行う。
- エ 避難に当たっては、できる限り、事業所等の単位で行動する。

2 市民との連携

(1) 住民との連携

市は、住民に対し、共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、自治会、婦人会、コミュニティ協会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

(2)企業・団体との連携

市は、事業所等における防災対策への取組に対する支援に努めるとともに、民間企業が有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

また、保護措置を適切かつ迅速に実施するためには、公共的団体の幅広い協力を得ることが重要であることから、市は、社会福祉協議会等の社会事業団体、商工会議所等の経済団体等、災害救援活動を行うNPO法人等との連携に努める。

3 自主防災組織等に対する支援 (法 4Ⅲ)

市及び消防局は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団、市及び消防局との間の連携が図られるよう配慮する。また、保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

4 ボランティア団体等に対する支援 (法 4 III)

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、西宮市社会福祉協議会、その他のボランティア 関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動 環境の整備を図る。

第4節 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備

市は、保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

3 情報通信機器等の活用

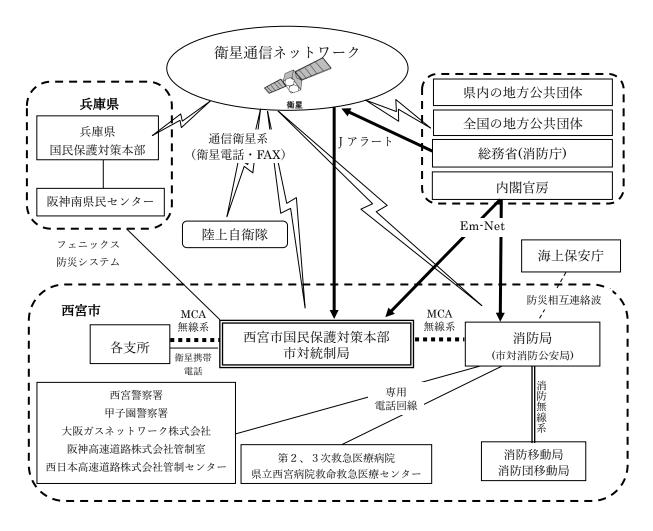
市は、的確かつ迅速に保護措置を実施するため、関係機関相互の情報収集、伝達等においては、フェニックス防災システムや兵庫衛星通信ネットワークを活用するほか全国瞬時警報システム(Jアラート)、緊急情報ネットワーク(Em-Net)により国からの情報を速やかに把握する。

[資料2-8-2 防災行政無線以外の無線施設一覧]「資料2-8-4 有線通信施設一覧]

【緊急非常時利用可能通信施設】

1	警察通信設備	12	大阪ガス無線通信設備
2	海上保安庁通信設備	13	各私鉄通信設備
3	国土交通省通信設備	14	KDDI無線通信設備
4	気象庁通信設備	15	ソフトバンク無線通信設備
5	法務省無線通信設備	16	楽天モバイル株式会社
6	NTT無線通信設備	17	日本通運無線通信設備
7	JR通信設備	18	各漁業無線局
8	県無線通信設備	19	アマチュア無線局
9	市町無線通信設備(消防無線を含む)	20	NHK、各民放、新聞社の無線通信設備
10	西日本高速道路株式会社無線通信設備	21	各タクシー会社の無線通信設備
11	関西電力通信設備		

【有線施設不通の場合における防災情報ネットワーク イメージ図】



第5節 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係 機関及び市民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力 攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備

- ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・ 運用体制の構築を図る。
- ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総 点検する。
- ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合
- ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

運用面

- ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ・市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害のある人、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3)情報の共有

市は、保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が 関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努 める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらか じめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を 図る。この場合において、民生委員・児童委員や西宮市社会福祉協議会、西宮市国際交流協会等との 協力体制を構築するなど、高齢者、障害のある人、外国人等に対する伝達に配慮する。

[資料2-9-1 所在地・連絡窓口一覧]

(2) 防災行政無線の活用

市は、防災行政無線(デジタル同報系)親局に全国瞬時警報システム(J アラート)を連動させることにより、武力攻撃事態等における迅速な警報等の内容の伝達に努める。

【全国瞬時警報システム(Jアラート)】

対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の防災行政無線(同報系)を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム。

(3) 市民に対する情報伝達手段の整備

市は、市民に対する情報伝達手段として、市ホームページや防災ポータルサイト、ケーブルテレビ、コミュニティFM放送、SNS等のメディアを活用したり、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力を得たりするなどして、多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

また、メール機能を利用し、災害時等に緊急情報(地震情報、津波情報等)や避難情報を発信するにしのみや防災ネットについても、武力攻撃事態等においてこれを活用し、市民への適切な情報伝達に努める。

[資料2-4-2 災害時情報等に関する放送の実施に関する協定書] 「資料2-4-3 災害時における放送要請に関する協定(参考)]

(4) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、 県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安署との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレン音の整備及び市民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、従来サイレンの電子化を進め、吹鳴できるように努めると共に、訓練等の様々な機会を活用して市民に周知を図る。

(6) 学校園・病院等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校園、病院、大規模集客施設、事業所その他の多数の者が利用する施設について、連絡先等を把握しておく。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、安否情報システム等を用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】 (令 23 | ・ || ・24 |)

- 1 避難住民(負傷した住民も同様)
 - ① 氏名
 - ② 出生の年月日
 - ③ 男女の別
 - 4 住所
 - ⑤ 国籍(日本国籍を有しない者に限る。)
 - ⑥ ①~⑤のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)
 - (7) 居所
 - ⑧ 負傷又は疾病の状況
 - ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- 2 死亡した住民

(上記①~⑥に加えて)

- ⑩ 死亡の日時、場所及び状況
- ① 死体の所在

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、 収集に協力を求める可能性のある関係機関について、あらかじめ把握しておく。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1)情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者の育成のために、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう普段から研修や訓練を実施する。

5 被災者支援システムの整備

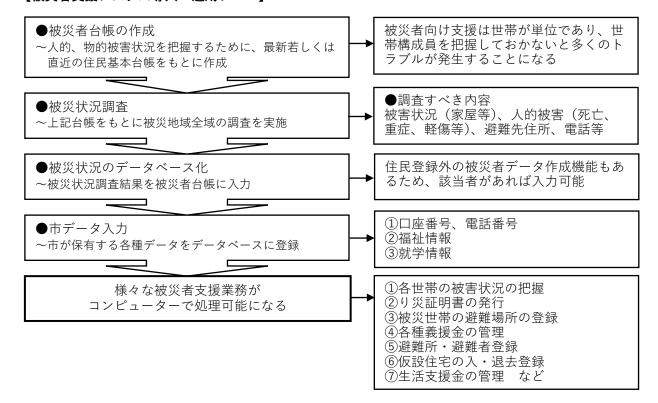
(1) 被災者支援システムの整備

被災者の支援を迅速に実施するため各種情報をデータベース化し、被災者支援情報データベースと して構築する。その際、個人情報の取扱いについては、十分に配慮する。

また、地図と連動したデータ処理を行うことにより、被害状況を正確かつ迅速に把握するとともに、 支援対策や復旧・復興計画の策定に活用する。

【被災者支援システムを中心とする業務支援イメージ】 緊急物資 避難所 関連システム 管理システム 被災者支援 倒壊家屋 仮設住宅 管理システム 管理システム システム 被災予測等復旧復 犠牲者・遺族 管理システム 興関連システム GIS 西宮市 WebGIS ·----·----,…改良中、未整備

【被災者支援システム導入・運用フロー】



6 防災情報システムの整備強化

武力攻撃事態等には、同時期にあらゆる災害情報を収集し、正確かつ迅速に処理したうえで、必要な情報 を関係機関、各部署や市民へ配信しなければならない。

さらに、迅速かつ的確な災害対応を実施し、市民の安全を確保するためには、これらの情報収集、処理、 配信などによる「情報共有」が最も重要な業務である。

導入した防災情報システムを活用し、情報共有の強化を図るとともに、システムの機能強化と習熟訓練に 努める。

第6節 研修及び訓練

市職員は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて保護措置の 実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向 上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、 e - ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

https://www.kokuminhogo.go.jp/

※【総務省消防庁ホームページ】

https://www.fdma.go.jp/

(3) 外部有識者等による研修

市は、県、警察、自衛隊及び海上保安庁の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材による 研修を実施する。

2 訓練 (法 42)

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図るとともに、職員及び市民の意識の高揚を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊、海上保安署等との連携による、NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2)訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会、自主防災組織の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、市民に対し訓練への参加を要請する場合は、訓練の趣旨を事前に説明するとともに、訓練の時期、場所等は、市民が自発的に参加しやすいものとなるよう努める。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校園、病院、大規模集客施設、事業所その他の多数の者が利用する施設の 管理者に対し、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設の リスト等必要な基礎的資料を準備する。

※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料(例)】

- 住宅地図
- (※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
- (※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
- (※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
- (※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト (データベース策定後は、当該データベース)
- (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- (※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
- (※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧、協定
- (※ 特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの 大画面上にディスプレーできるようにしておくことが望ましい。)
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- (※ 代表者及びその代理の者の自宅の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
- (※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
- (※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害のある人、外国人などへの配慮

① 避難行動要支援者名簿の活用

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害のある人など自ら避難することが困難な者の 避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、要配 慮者の避難対策を講じる。

※避難行動要支援者名簿

関係部局が把握している要介護者や障害者等の情報をもとに作成した「避難行動要支援者名簿」の情報により、武力攻撃、火災、震災、風水害等の各種災害が発生した場合に、災害現場周辺や災害地域内における避難行動要配慮者の所在を、正確に把握し迅速な避難誘導及び救助活動等に役立てる。

② 高齢者、障害のある人などの日常的把握

市は、自らが管理する病院及び社会福祉施設等における入院患者数及び利用者数を把握するとともに、民間が管理する病院等についても、関係団体の協力を得ながら、これらの把握に努める。

また、個人情報の取扱いに注意しつつ、西宮市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、自主防災組織、ボランティア、自治会等の協力を得て、避難行動要支援者名簿を充実させる事で、高齢者、障害のある人などの状況を把握し、地域コミュニティが一体となって武力攻撃事態等発生時に迅速な対応ができるよう、体制整備に努める。

③ 情報伝達方法の整備

市は、音声情報や文字情報など、高齢者、障害のある人などのニーズに応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努める。

また、日本語の理解が十分でない外国人に対して、インターネット、コミュニティFM等を用いた外国語による情報伝達手段の確保に努める。

④ 運送手段の確保等

市は、運送事業者や社会福祉施設等が保有する車両のうち、高齢者、障害のある人、傷病者等に配慮した機能を有するものを、あらかじめ把握する。

また、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両について定めておき、自ら避難することが困難な者の運送手段として優先的に利用する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら 企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築する。

(5) 学校園や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校園 及び事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、学校園や各事業所における避難の 在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関(消防機関、県、県警察、自衛隊、海上保安署等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防 庁が作成するマニュアルを参考に、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮 し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、自治会、自主防災組織、事業所等の協力を得て、できる限り自治会、町内会等又は 自主防災組織、学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うとともに、高齢者、障害のある人、乳 幼児等自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 救援の活動内容

市は、県から救援の一部の事務を委任された場合や県の行う救援を補助する場合に想定して、迅速 に当該救援に関する措置を行うことができるよう、市が行う救援の活動内容について、自然災害時に おける市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ定める。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避 難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輌等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
 - ③ 港湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)
 - ④ 飛行場 (飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など)
 - ⑤ ヘリポート(ヘリポート名、滑走路長、管理者の連絡先など)

(2) 避難候補路の把握及び維持管理等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る避難候補路の情報を共有する。

また、道路管理者である市は、避難候補路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、武力 攻撃災害発生時に被災した場合には、安全の確保に配慮した上で、迅速な復旧に努める。

(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等

市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り航空輸送を確保する。 [資料2-6-8 ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧]

5 一時集合場所の選定

市は、原則、地域の小学校の校庭を避難住民の誘導や運送の拠点となる一時集合場所に指定し、地域住 民に周知する。

6 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報の提供や 施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を、避 難施設データベース等により共有し、県と連携して市民に周知する。

また、施設管理者である市は、当該施設が武力攻撃災害時にも最低限の機能を維持し、避難住民の生活 や管理運営が確保できるよう、設備等の整備に配慮する。

7 医療体制の整備

市は、民間の医療機関を含むその区域における医療資源を把握し、救護所の設置、救護班の派遣、救護班の要請及び受け入れ、被災患者の受け入れ、医療機関相互の応援など、特に初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から災害拠点病院、救急医療機関、医師会等と連携し、災害救急医療情報システムの充実を図る。

8 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等 (法 102 I)

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成 17 年 8 月 29 日閣副安危第 364 号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】(令27・28)

施行令		施設の種類	所管省庁名
2	27条 1 号	発電所(最大出力 5 万kw以上)、変電所(使用電圧10万 V 以上)	経済産業省
27条 2 号		ガス工作物 (ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備等であって、簡易ガス事業用を除く)	経済産業省
2	27条3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池(供給能力10万m³/1日以上)	厚生労働省
2	27条4号	鉄道施設、軌道施設(平均利用者数10万人/1日以上)	国土交通省
2	27条 5 号	電気通信事業用交換設備	総務省
2	27条6号	放送用無線設備(NHK等の国内向けの放送局であって、地上に あるもののうち、中継局を除くいわゆる親局の無線設備)	総務省
2	27条7号	水域施設、係留施設	国土交通省
2	27条8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
2	27条9号	ダム(土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム及び基 礎地盤から堤頂までの高さが 15m未満のダムを除く)	国土交通省 農林水産省
27	28条1号	危険物の取扱所	総務省消防庁
条	28条 2 号	毒物劇物営業者の取扱所、特定毒物研究者の取扱所、毒物劇物を 業務上取り扱う者の取扱所	厚生労働省
10 号	28条3号	火薬類の製造所、火薬庫	経済産業省
7	28条 4 号	高圧ガスの製造施設、貯蔵施設	経済産業省
	28条5号	核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力 発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃 棄物埋設施設	原子力規制委員 会
	28条6号	核原料物質使用施設、製錬施設	原子力規制委員 会
27 条	28条7号	放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者 の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	原子力規制委員 会
10 号	28条8号	薬局、一般販売業の店舗、毒薬劇薬の製造業者等	厚生労働省 農林水産省
	28条9号	LNGタンク、発電機冷却用水素ボンベ、脱硝用アンモニアタンク	経済産業省
	28条10号	生物剤・毒素の取扱所	各省庁 (主務大臣)
	28条11号	毒性物質の取扱所	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安署との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係 (法 142,法 145,法 146)

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や 資材と共通するものが多いことから、市は、これらについては、地域防災計画に定めている備蓄体制 を踏まえ、備蓄する。

避難住民等に対する非常用物資の備蓄は、各家庭における個人備蓄、行政備蓄及び流通備蓄による 体制を整備する。

① 飲料水等の備蓄

ア 行政備蓄

耐震性貯水槽等を地域バランスに配慮して整備する。

イ 個人備蓄

各家庭において、災害に備えて最低3日間、可能な限り1週間分程度の飲料水を備蓄し、生活用水として浴槽等に貯水することに努める。

ウ 流通備蓄

災害発生時に、迅速かつ安定した物資を供給できる事業者と協定を締結し、飲料水の確保を 図る。

② 食品及び生活必需品等の備蓄

ア 行政備蓄

- (I)上町断層帯地震及び南海トラフ地震の被害想定結果に基づき、3日分の非常用食品を目安として備蓄する。
- (II) 小中学校の余裕教室等を利用した地区防災ブロック毎の備蓄庫に被災者の被災直後の生活 に必要な食品及び生活必需品を備蓄する。
- (Ⅲ) 災害応急活動の拠点となる地域防災拠点(中央運動公園、津門中央公園等)に備蓄庫を整備し、市全体の災害応急対策活動に必要な食品、生活必需品及び資機材を備蓄する。

[資料2-7-1 備蓄庫及び備蓄一覧表]

「資料2-7-3 資器材倉庫(水防倉庫)一覧]

イ 個人備蓄

各家庭においては、災害に備えて最低3日間、可能な限り1週間分程度の食品及び生活必需品(特殊栄養食品等を含む。)の備蓄に努める。

ウ 流通備蓄

災害発生時に、迅速かつ安定した物資を供給できる事業者との協定を締結し、食品及び生活 必需品の確保を図る。

「資料2-4-1 災害時応援協定一覧(民間機関等)]

③ 防災用資機材の備蓄

- ア 自主防災組織に対して、防災用資機材を支給する。
- イ 地域防災拠点等に災害応急活動に必要な資機材を備蓄する。

④ 防疫、衛生用資機材の備蓄

所管局において仮設トイレの消毒用薬剤やその他感染症予防のための薬剤など防疫、衛生用資機材を備蓄する。また、津門中央公園及び地区防災ブロックの備蓄庫において、組立式仮設トイレを配備する。

「資料2-7-2 防疫・衛生用資機材(トイレ等)一覧]

⑤ 備蓄品の管理

備蓄品の点検は各担当局において定期的に実施し、適宜補充・更新する。また、その結果を危機 管理室へ報告する。

(2) 保護措置の実施のために必要な物資及び資材

保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、 放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 施設、設備の整備及び点検等

(1) 公共都市施設、設備の整備及び点検

市は、保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

① 道路ネットワークの整備

武力攻撃災害時における円滑な交通を確保するため道路ネットワークの形成を図る。

- ア 市域内の主要道路ネットワークを形成する幹線道路の整備を推進する。
- イ 国道、県道等の広域幹線道路は、国・県等に要望し、整備の推進を図る。
- ウ 幹線道路は、避難路や緊急輸送道路の機能がある道路として重点的に整備する。
- エ 道路と鉄道の平面交差による交通渋滞に対処するため、鉄道との立体交差化を促進する。
- オ 避難活動や緊急輸送等に支障をきたす道路の狭あい部は、拡幅整備による改良を図る。

② 公園等の整備

武力攻撃災害時における避難場所、あるいは延焼を防止するオープンスペースとしての役割を はたす公園の整備などの緑の保全・整備のための施策を推進する。

③ その他

ごみ処理施設、火葬場等の整備に努める。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

ライフライン施設対策

- ① 整備計画の主要目標
 - ア 武力攻撃災害時にも本来の機能が維持できるよう施設の強化
 - イ 共同溝、C.C.ボックス等の整備によるライフラインシステムの整備性の向上
 - ウ 早期復旧が可能な代替機能を持つ施設の確保
 - エ 供給エリア分割によって被害を最小限にとどめる自立・分節型ネットワークの確立
 - オ 被災地外からの供給支援を受ける広域的なバックアップ体制の整備

② 上水道

ア 配水管の布設替並びに施設の強化

老朽送配水管の布設替、配水本管の取替えと継手の防護等及び送配水施設の強化を図る。

- イ バックアップ機能の強化
- (I) 主要な浄水場や配水所における配水池の増設を実施するとともに、浄水場と受水場間に配水本管の連絡管等を整備し、系統間の相互融通を可能にする。
- (II) 阪神水道企業団に対して、緊急時の弾力的な水運用等を要請する。
- (Ⅲ) 西宮市周辺の水道事業体と配水管等を連絡することによって、供給の安定を図る。

ウ 相互応援体制の整備

公益社団法人日本水道協会を中心に人員派遣、資機材の調達等に関する相互応援体制の整備を 推進する。

③ 下水道

ア 管路施設の強化

地盤が軟弱な地域等では、管渠接合部に変位吸収部材を使用し、管路施設の強化を図る。 また、順次、使用管のコンクリート製の管渠から塩化ビニール管への布設替えを実施する。

イ ポンプ場・処理場の強化

ポンプ場・処理場の強化を図るとともに、施設と流入・流出管の接合部の不等沈下、地震による損傷を防止するため、当該部に変位吸収部材を使用する。

また、被害を受けた場合に備え、各処理場間のネットワーク化の整備を進める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、道路台帳、不動産登記その他 土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、そ の適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々な媒体を活用して、保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害のある人、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組を含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する市民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、市民への啓発を行う。

(3) 学校における啓発

市教育委員会は、県教育委員会とも連携しながら、学校園において、児童生徒等の安全の確保及び 災害対応能力育成など、これまでの防災教育の取組の成果等を踏まえ、啓発を行う。

2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

(1)通報等

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の 管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

(2) 武力攻撃の類型による対処

市は、弾道ミサイルの飛来時における全国瞬時警報システム(J アラート)による情報伝達及びとるべき避難行動や、地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し平素から周知するよう努める。

(3) 応急手当

市は、消防局、県、医師会等などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

(4) 事業所等に対する啓発

平日昼間に事態が発生した場合は、各事業所単位で適切な行動をとる必要があることから、市は、 県と連携して各事業所等に対する啓発にも努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

建造物の爆発等の具体的な被害や多数の死傷者が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、 武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 国民保護警戒本部等の設置

市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに、「国民保護連絡会議(議長:危機管理監)」又は「国民保護警戒本部(本部長:市長)」を、それぞれ以下の基準により設置する。

なお、市民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、 直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するとともに、消防局においても、通報を受けた場合の情報伝 達の体制を確立する。

(1) 国民保護連絡会議

- ① 設置基準
 - ア 武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収 集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるとき。
 - イ 市内及び近隣市町以外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生した場合。
 - ウ 市対策本部を廃止した場合で、引き続き全庁的な対応が必要であると認められるとき。
 - エ その他、危機管理監が必要であると認める場合。

② 設置手順

- ア 事務局は、構成員に対し参集の連絡を行う。
- イ 設置場所は、原則として、第二庁舎(危機管理センター)4階対策本部室とする。
- ウ 国民保護連絡会議の設置その他本市の対応状況について、県をはじめ関係機関に連絡する。

③ 組織構成

議長	議 長 危機管理監		
4#4	政策調整会議の構成に準じる(だだし、市長は除く)		
構成員	※庁議設置規程(平成 15 年西宮市訓令第 6 号)第 7 条(構成)		
事務局	総務局 危機管理室		

[資料1-2-5 庁議設置規程]

④ 対処の内容

情報の収集、警戒等について全庁的な対応を行うとともに、必要に応じて情報連絡体制の確認、 職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認 等を行う。

⑤ 廃止

危機管理監は、次の場合、国民保護連絡会議を廃止する。

- ア 国民保護警戒本部又は国民保護対策本部が設置されたとき。
- イ 初動対策の必要が、認められなくなったとき。

(2) 国民保護警戒本部

① 設置基準

ア 市内及び近隣市町で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合。

- イ 政府による武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に市対策本部設置の指定がないとき。
- ウ その他、市長が必要であると認める場合。

② 設置手順

「第3編第2章第1項第1号 市対策本部の設置の手順」に準じて行う。

③ 組織構成及び機能

「第3編第2章第1項第3号 市対策本部の組織構成及び機能」に準じて行う。

④ 組織運営

「第3編第2章第1項第4号 市対策本部の組織運営」に準じて行う。

⑤ 対処の内容

- ア 関係機関を通じて当該事案にかかる情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地 方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、当該本部を設置した旨につい て、県に連絡を行う。
- イ 消防局に対しては、通信を確保のうえ迅速な情報の収集及び提供を行うとともに、必要な指示 を行う。

ウ 消防は、災害現場において、情報収集を実施し、安全に配慮した活動を実施するとともに、著しい被害拡大の恐れや消防活動上必要に応じ、消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域を設定する。市は、必要により災害対策基本法に基づき、避難の指示、警戒区域を設定し救急救助活動等の応急措置を行う。

また、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

- エ 事態認定後においては、必要に応じて、国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定等の 措置を行うほか、対策本部を設置すべき市の指定の要請を行う。
- オ 事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対 し支援を要請する。
- カ 「第3編第2章第1項第3号 市対各局の事務分掌」に準じて初動の業務を行う。

6 廃止

市対策本部が設置されたとき、廃止する。

2 市対策本部との調整

(1) 市対策本部設置前の調整

国民保護警戒本部等を設置した後に、内閣総理大臣から市長に対し、市対策本部を設置すべき市の 指定があったときは、直ちに市対策本部を設置して国民保護警戒本部等を廃止する。

また、市対策本部の設置前に、関係機関により消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置等が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、あらためて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

(2) 市対策本部設置後の調整

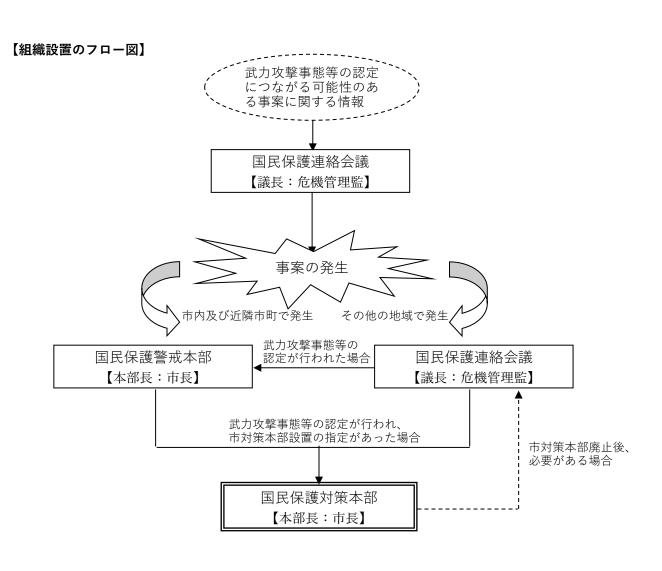
内閣総理大臣から、市対策本部を設置すべき市の指定の解除にかかる通知を受けた場合は、市長は、 遅滞なく市対策本部を廃止するが、引き続き、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であ ると認められるときは、国民保護連絡会議を設置する。

参考【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

【市における初動体制と災害対策基本法との関係】

		市における体制			
	被害の態様	事態覚知等事態認定	市化到ウ	国民保護対策本部	
			設置の指定		
体	災害に該当 しない	国民保護		国民保護対策本部	
体制	災害に該当	国民保護	警戒本 部	(緊急対処事態対策本部)	
		災害対策本部			
	災害に該当しない	消防法等に基づく措置	国民保護法に基づく措置	保護措置	
		(消防警戒区域の設定・	(退避の指示、警戒区域	(警報伝達、避難実施要領	
対処		救急業務等)	の設定、市国民保護対策	等の作成、避難住民の誘導	
	災害に該当	災害対策基本法に基づく	本部を設置すべき市の指	等)	
		措置(避難の指示・警戒	定要請等)		
		区域の設定等)			



第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

- ① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知 (法 25 II) 市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の 指定の通知を受ける。
- ② 市長による市対策本部の設置 (法 27 I) 指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。(※事前に国民保護警戒本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。)
- ③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集 市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、災害時緊急連絡網等を活用し、 市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、第二庁舎(危機管理センター)4階対策本部室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。 (特に、関係機関が相互に電話、FAX、メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認。) 市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮 眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、被災等により第二庁舎が使用できなくなった場合は、「災害対策本部等の代替施設一覧」の中から、耐震性・災害危険度・その他の機能等から総合的に判断して代替施設を選定し、市対策本部を設置する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、 知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

「資料2-6-10 災害対策本部等の代替施設一覧]

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等 (法 26 Ⅱ,法 29 X Ⅰ)

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

なお、市長は、市対策本部の設置の有無にかかわらず、保護措置を実施することができる。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能 (法 28)

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

① 組織構成

本部の組織は、次の「市対策本部の構成員」及び「西宮市国民保護対策本部の組織図」のとおりとする。また、各市対局は、災害の発生状況及び災害の経過等に伴って、他局と協力して対策にあたる。

なお、対策本部組織における役割分担と責任体制の明確化を図るため、対策本部組織における事務分掌は時間経過に対応する具体的内容を定め、また、各担当の責任者及び次順位の責任者を予め指定し、組織区分は平常時の組織に対応した部局制を基本とする。

【市対策本部の構成員】

本部 役職	担当	所掌事務 概要
本部長	市長	本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。
副本部長	副市長、 危機管理監	本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
本部員(本部長付)	教育長、 上下水道事業管理者、 病院事業管理者、 消防団長	本部長を補佐する。
本部員 兼 市対局長	各局長等、 危機管理顧問	本部会議を構成し、対策の方針等を決定するとともに、所管局の国民保護対策事務に従事する。
本部連絡員	各局で指定された職員	本部連絡員は、本部員を補佐し、情報の収集・伝達、資料の収集等を行う。
市対総括部長	各局総括室長	本部員の命を受け、各局内の国民保護対策事務を総 括調整する。
市対部長	各部長	本部員の命を受け、所管部の国民保護対策事務に従事する。
市対総括課長	各局総括課長	市対総括部長を補佐し、各局内の国民保護対策事務を総括調整する。
市対課長	各課長	上司の命を受け、所管課の国民保護対策事務に従事 する。
市対職員	各課員	上司の命を受け、国民保護対策事務に従事する。

【西宮市国民保護対策本部の組織図】

本部長	副本部長		市対統制局	
(市長)	(副市長)	(危機管理監)	危機管理室長 危機管理顧問	
			市対総務局	総括部(総務総括室長)
	本部長付		総務局長] 動員・ボランティア部(人事部長) 」システム部(デジタル推進部長)
	(教育長) (上下水道事業管理者)		市対政策局 政策局長	総括部(政策総括室長、財政構造改善推進部長) 広報・広聴部(市長室長) (協力機関)西宮市国際交流協会
	(病院事業管理者) (消防団長)			(協力機関) 西宮市都市整備公社 (斎園事業部除く)
			市対財務局財務局長	総括部(財務総括室長) 家屋等調査部(税務部長) 資産管理部(資産管理部長)
				」(協力機関)西宮市土地開発公社
			市対市民局市民局長	総括部(市民総括室長) 市民対応部(市民部長) 応援部(人権推進部長)
			市対物資局産業文化局長	総括部(産業文化総括室長)※ 第一物資供給管理部(文化スポーツ部長) 第二物資供給管理部(産業部長) (協力機関)西宮市文化振興財団
			市対福祉局健康福祉局長	総括部(福祉総括室長) 福祉部(福祉部長) 生活支援部(生活支援部長) (協力機関)西宮市社会福祉協議会 (協力機関)西宮市社会福祉事業団
			市対保健医療局保健所長	総括部(保健所副所長)
			市対こども支援局 こども支援局長	総括部(子供支援総括室長) 子育て支援部(子育て支援部長) 子育て事業部(子育て事業部長) こども未来部(こども未来部長)
			市対衛生局環境局長	総括部(環境総括室長) 衛生事業部(環境事業部長) 衛生施設部(環境施設部長) (協力機関) 西宮市都市整備公社(斎園事業部のみ)
			市対第一技術局都市局長	総括部(都市総括室長) 第一応急対策部(都市計画部長) 第二応急対策部(建築・開発指導部長) 市営住宅部(住宅部長)
			市対第二技術局土木局長	総括部(土木総括室長) 第三応急対策部 (臨海対策部長、道路部長、公園緑化部長) 第四応急対策部(営繕部長)
			市対病院局 中央病院事務局長	総括部(管理部長、病院改革担当部長)
			市対給水技術局上下水道局次長	総括部(上下水道総括室長) 水道工務部(水道工務部長) 水道施設部(水道施設部長) 第五応急対策部(下水道部長)

=	市対避難局両教育次長	総括部[第一避難部] (教育総括室長、監査事務局長、選挙管理委員会事務局長) ※ 第二避難部 (学校支援部長、学校教育部長) 第三避難部 (市民総括部長) ※ 第四避難部 (生涯学習部長) (協力機関) 西宮スポーツセンター
-	市対消防公安局 消防局長 消防団長	総括部(警防部長) 総務部(総務部長) 西宮消防署(西宮消防署長) 鳴尾消防署(鳴尾消防署長) 瓦木消防署(瓦木消防署長) 北消防署(北消防署長) 消防団(副団長)
	市対議会担当局議会事務局長	総括部 (議会事務局次長)
ļ	市対会計局会計室長	総括部(会計室長)

注) 「※」の部は、複数の担当部局で構成している。

② 所掌事務

市の区域に係る市民の保護措置の総合的な推進。

③ 市対各局の事務分掌

本部における事務分掌は、以下の表のとおりとする。

市対策本部の各市対局の機能(事務分掌)は、次の「国民保護対策本部の事務分掌」のとおりとし、 市対策本部設置時には、その事務遂行が通常業務よりも優先される。また、各市対局内における事 務分担は、各局長の裁量により取り決められるものとする。

なお、各事務分掌に割り当てられた担当部局は、その事務遂行の中心的なセクションとして位置付けられるものであり、事案状況及び被害発生規模によっては、臨時編成体制を執り業務に当たる場合もある。

【国民保護対策本部の事務分掌】

国民保護对策本制 局	主な事務分担
市対統制局	1 人命救助・救出・捜索等に関すること。
(危機管理室長)	2 避難誘導等に関すること。
(危機管理顧問)	3 自局の人員状況の把握、動員参集、本部連絡調整に関すること。(総括部)
()图(双日/王/颐[印])	4 他局への業務応援に関すること
	5 広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。
	6 本部の設置及び廃止に関すること。
	7 本部会議、市対総括担当者会議の開催に関すること。
	8 災害応急対策に係る情報収集及び伝達、かつ全般の調整に関すること。
	9 被害状況の関係機関への報告に関すること。
	10 気象及び地震等の情報収集に関すること。
	11 自衛隊派遣要請に関すること。
	12 国、県等関係機関との連絡調整に関すること。
	13 各局との連絡調整及び活動状況の取りまとめに関すること。
	14 他市町村等への応援派遣措置及び連絡調整に関すること。
	15 自主防災組織に関すること。
	16 避難情報発令に関すること。
	17 災害復旧・復興計画等の企画立案に関すること。
市対総務局	1 人命救助・救出・捜索等に関すること。
(総務局長)	2 避難誘導等に関すること。
	3 他局への業務応援に関すること
	4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。
	5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部)
	6 災害資料の収集整理及び印刷に関すること。
	7 各局の人員状況の取りまとめに関すること。
	8 職員の動員配置及び各局の配置調整に関すること。
	9 職員の給食及び衛生管理に関すること。
	10 応援配備に関すること。
	11 応急復旧の進捗状況に合わせた組織、動員体制の検討と配置調整に関すること。
	12 ボランティア関係団体及びボランティア等との連絡調整並びに受入れ及び配置に関すること。
	13 その他動員に関すること。
	14 災害に伴う各種データの作成、管理及び情報処理に関すること。
市対政策局	1 人命救助・救出・捜索等に関すること。
(政策局長)	2 避難誘導等に関すること。
	3 他局への業務応援に関すること。
	4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。
	5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部)
	6 災害復旧・復興計画等の企画立案に関すること。 7 早中及び仲民業務の点接に関すること。
	7 局内及び他局業務の応援に関すること。 8 見舞い者等への応接及び秘書に関すること。
	の 兄妹が有等への心核及び他音に関すること。9 被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること。
	9 依次外国人に対する情報促供及び相談に関すること。 10 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関すること。
	10 海外が90%張協力等に対する建裕調整に関すること。 11 災害に関する写真、ビデオ等による記録に関すること。
	11 - 炎舌に関する子具、ピケオ等による記録に関すること。 12 - 報道機関との連絡調整及び災害広報に関すること。
	13 避難情報等の広報に関すること。
	14 避難者情報の入力補助に関すること(大規模災害時)。
	15 その他広報に関すること。
	16 その他広聴に関すること。

局		主な事務分担
市対財務局	1 /	人命救助・救出・捜索等に関すること。
(財務局長)		避難誘導等に関すること。
(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		也局への業務応援に関すること。
		広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。
		自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部)
		市有財産(文教施設、地域市民施設は除く)の被害調査に関すること。
		車両等の整備・配分に関すること。
		車両及び応急災害用資機材の借上に関すること。
		家屋調査等に関すること。
		罹災証明等に関すること。
		羅災届出証明等に関すること。
		民間被災建物等被害の調査及び調査資料の整理に関すること。
		災害見舞金等支給条例にかかる被災調査に関すること。
		災害応急対策にかかる財政措置に関すること。
		災害救助費関係資料の作成及び報告に関すること。
市対市民局		人命救助・救出・捜索等に関すること。
(市民局長)		曜難誘導等に関すること。
(1) 24/1020)		也局への業務応援に関すること
		広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。
		自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部)
		支所管轄区域内の災害情報の収集及び災害対策本部との連絡に関すること。
	-	支所管轄区域内における各局の活動への協力に関すること。
	-	市民・被災者からの問合せ、相談、要望等に対する応対に関すること。
		電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関すること。
		その他市民との応対に関すること。
市対物資局		人命救助・救出・捜索等に関すること。
(産業文化局長)		避難誘導等に関すること。
V=		也局への業務応援に関すること
	4 /2	広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。
	5 É	自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部)
	6 1	食料及び生活必需品の調達、確保及び管理に関すること。
		食料及び生活必需品の分荷、供給に関すること。
	-	次き出し用食材等の調達、供給に関すること。
		也市町村等への救援物資の調達、提供に関すること。
		その他物資調達、供給に関すること。
		通門、スクリーンに係る農会との調整に関すること。(農政課)
市対福祉局		人命救助・救出・捜索等に関すること。
(健康福祉局長)	2 遅	避難誘導等に関すること。
	3 化	也局への業務応援に関すること
	4 位	広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。
	5 É	自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部)
	6	要配慮者に関すること。
	7 福	畐祉避難所の開設及び管理に関すること。
	8	日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関すること。
	9 拿	養援金、援助金、見舞金等の配分に関すること。
	10 5	災害弔慰金に関すること。
	11 核	坡災者生活再建支援金等に関すること。(但し調査を除く)
	12 3	災害ボランティアセンターに関すること。(社会福祉協議会)
	13	その他被災者の福祉に関すること。

局		主な事務分担
市対保健医療局	1	人命救助・救出・捜索等に関すること。
(保健所長)	2	避難誘導等に関すること。
(PINE//IDC)	3	他局への業務応援に関すること
	4	広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。
	5	自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部)
	6	医師会等医療関係機関との連絡に関すること。
	7	医療ボランティアの受入れ及び調整に関すること。
	8	被災者の保健医療及び相談に関すること。
	9	防疫に関すること
	10	救護所の開設及び救急医薬品等の調達に関すること。
	11	被災地区住民の疫学調査、健康調査に関すること。
	12	その他保健医療に関すること。
市対こども支援局	1	人命救助・救出・捜索等に関すること。
(こども支援局長)	2	避難誘導等に関すること。
	3	他局への業務応援に関すること
	4	広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。
	5	自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部)
	6	要配慮者に関すること。
	7	福祉避難所の開設及び管理に関すること。
	8	その他被災者の福祉に関すること。
市対衛生局	1	人命救助・救出・捜索等に関すること。
(環境局長)	2	避難誘導等に関すること。
	3	他局への業務応援に関すること
	4	広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。
	5	自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部)
	6	死亡者の収容及び埋火葬に関すること。
	7	防疫作業に関すること。
		葬祭業者等に対する協力要請に関すること。
	9	じんかい収集等広域応援の受入れ、調整に関すること。
	10	し尿収集及び終末処理に関すること。
	11	仮設トイレの設置等に関すること。
	12	じんかい収集及び処理に関すること。
		水路の清掃に関すること。
		樋門、スクリーンの巡視、状況調査に関すること。
		災害応急対策にかかる環境に関すること。
	16	その他衛生に関すること。
		ガレキの処理に関すること
		倒壊家屋に関すること
市対第一技術局		人命救助・救出・捜索等に関すること。
(都市局長)		避難誘導等に関すること。
		他局への業務応援に関すること
		広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。
		自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部)
		災害復旧・復興計画等の企画立案に関すること。
		土木建築業者等との連絡調整に関すること。
		被害状況の収集に関すること。
		所管工事現場の災害防止に関すること。
		宅地相談その他二次災害の予防に関すること。 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関すること。
		ル映画別寺唯認巡視及び火音ル忌刈泉に関すること。 宅地及び建物応急危険度判定に関すること。
		ゼル及び建物ル忌厄映及刊ルに関すること。 道路障害物の除去及び道路啓開に関すること。
		国崎障害物の除去及の追崎合用に関すること。 民間住宅の応急修理に係る県との調整に関すること。
		大川住宅の心息修理に伝る宗との調整に関すること。 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関すること。
		その他土木建築の技術面に関すること。
		応急仮設住宅の建設に関すること。
		心急仮設住宅の管理に関すること。
		心忌仮設住七の官哇に関すること。 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関すること。
	19	电山村による阪吉旭和ツ又門及い旭和ツ奎珪仏廷に因りること。

局		主な事務分担
市対第二技術局	1	人命救助・救出・捜索等に関すること。
(土木局長)	2	避難誘導等に関すること。
, , , , , , ,	3	他局への業務応援に関すること
	4	広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。
	5	自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部)
	6	災害復旧・復興計画等の企画立案に関すること。
	7	土木建築業者等との連絡調整に関すること。
	8	被害状況の収集に関すること。
	9	所管工事現場の災害防止に関すること。
	10	二次災害の予防に関すること。
	11	危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関すること。
	12	道路障害物の除去及び道路啓開に関すること。
	13	公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関すること。
	14	その他土木建築の技術面に関すること。
	15	樋門、スクリーンの巡視、状況調査に関すること。
	16	海岸保全施設に関すること。
	17	水路清掃の指示に関すること。
	18	電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関すること。
	19	災害応急対策にかかる緑化に関すること。
	20	応急仮設住宅の建設に関すること。
市対病院局	1	人命救助・救出・捜索等に関すること。
(事務局長)	2	避難誘導等に関すること。
	3	広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。
	4	自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部)
	5	救急患者の収容及び診療に関すること。
	6	医療材料の調達・供給に関すること。
1.11/4.1.11.0mm	7	その他病院に関すること。
市対給水技術局	1	人命救助・救出・捜索等に関すること。
(上下水道局次長)	2	避難誘導等に関すること。
	3	他局への業務応援に関すること
	4	広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。
	5	自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部)
		各団体、関係業者との連絡に関すること。
		応急復旧用諸資材の調達及び会計に関すること。 広域給水応援の受入れ、調整に関すること。
		が
		送配水の応急措置に関すること。
		被災地の応急給水に関すること。
		施設の被害調査及び応急復旧の工事に関すること。
		窓急送配水工事に関すること。
		工業用水道の被害状況の調査並びに施設の応急復旧に関すること。
		その他の給水に関すること。
		電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関すること。
		災害復旧・復興計画等の企画立案に関すること。
		土木建築業者等との連絡調整に関すること。
		被害状況の収集に関すること。
	20	所管工事現場の災害防止に関すること。
	21	二次災害防止に関すること。
	22	危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関すること。
	23	道路障害物の除去及び道路啓開に関すること。
	24	公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関すること。
	25	その他土木建築の技術面に関すること。
	26	ポンプの維持・操作・水門・樋門等の開閉操作及び指揮、スクリーンの巡視に関すること。
	27	海岸保全施設の操作に関すること。

局		主な事務分担
市対避難局	1	人命救助・救出・捜索等に関すること。
(両教育次長)	2	避難誘導等に関すること。
	3	他局への業務応援に関すること
	4	広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。
	5	自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部)
	6	避難所の開設及び管理に関すること。
	7	幼児児童生徒の安全対策に関すること。
	8	応急教育の実施に関すること。
	9	社会教育の応急対策に関すること。
	10	教育施設等の被害の調査及び復旧に関すること。
	11	学用品等の給与に関すること。
	12	文化財の保護に関すること。
	13	その他避難所及び文教対策に関すること。
市対消防公安局	1	人命救助・救出・捜索等に関すること。
(消防局長)	2	避難誘導等に関すること。
(消防団長(兼務))	3	自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部)
	4	消火及び救出救助に関すること。
	5	救急に関すること。
	6	消防団との連携に関すること。
	7	消防活動状況の把握及び記録に関すること。
	8	災害情報の収集連絡に関すること。
	9	被害状況の把握及び記録集計に関すること。
	10	気象観測に関すること。
	11	関係機関との連絡調整に関すること。
	12	広域消防応援の受入れ及び調整に関すること。
	13	避難指示に関すること。
	14	自主防災組織に関すること。
	15	西宮市消防協力隊に関すること。
	16	その他消防に関すること。
市対議会担当局	1	人命救助・救出・捜索等に関すること。
(議会事務局長)	2	避難誘導等に関すること。
	3	他局への業務応援に関すること
	4	広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。
	5	自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部)
		議会及び議員に関すること。
市対会計局		人命救助・救出・捜索等に関すること。
(会計室長)	2	避難誘導等に関すること。
		他局への業務応援に関すること
		広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。
		自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部)
		災害応急関係経費の支払いに関すること。
	7	義援金、見舞金等の受付・出納に関すること。
	8	その他経費の支払に関すること。

(4) 市対策本部の組織運営

① 指揮権限の代行(市長が不在、又は連絡不能な場合)

本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合の 国民保護対策に必要な意思決定等については、下記の順位により行うすることとする。

なお、代行者は事後すみやかに市長にこれを報告し、その承認を得るものとする。

【本部指揮権 代行順位】

第1位 副市長

第2位 危機管理監

第3位 消防局長

② 本部の設置場所

市対策本部室の設置場所は、原則として市役所第二庁舎(危機管理センター) 4階対策本部室とする。ただし、使用不可及びその他必要な場合には、使用可能な施設にて設置する。

また、本部室前には「西宮市国民保護対策本部」等の標識を掲示する。

③ 作戦室の設置

国民保護対策本部の作戦室(市民窓口)の設置場所は、災害の規模に応じて市役所第二庁舎(危機管理センター)4階オペレーションルームとする。

オペレーションルームは災害のフェーズ(発災初期、応急期、復旧期)に応じて運用が異なるため、国民保護対策本部の指示に従い本部のレイアウトを変更する。

通信受付室において、市民等からの被害情報等を収集し、その情報を基にオペレーションルーム において、応急対策の立案及び指示を行う。

また、情報収集、救助、警備活動などにおける国、県及び関係機関などとの連絡調整を行う。

④ 本部会議の開催

本部長は、本部会議を開催し、その議長となり、保護措置の実施方針や各部局の調整・連絡を行う。また、本部会議の構成員は、会議の招集の必要があると認める場合には、危機管理監を通じて本部長に要請する。

【本部会議の概要】

構成員	本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する職員。ただし、事態の種類・規模・態様等によっては、本部長はその数を増員又は減員して組織することができる。
協議事項	 ◆本部長の指示 ●市対統制局から各局への事態等の情報及び連絡事項の伝達・確認 ●市対各局からの災害対策実施状況や被害情報等の報告 ●事態等の情報、被害情報分析 ●対策活動の基本方針決定 ●市対各局 対策の実施調整 ●関係機関等との連絡体制の確認及び被害情報の報告 ●避難誘導の実施調整 ●各種応援の要請 ●その他国民保護対策に関する必要事項
開催場所	第二庁舎(危機管理センター) 4 階対策本部室

⑤ 市対局総括部担当者会議の開催

本部会議の補完、また市対各局間の活動連携の強化及び状況認識の統一を図るため、市対局総括 部担当者(市対総括部長及び市対総括課長)会議を開催する。なお、開催については、適宜必要に 応じて市対統制局が招集する。

また、各市対局総括部担当者は、会議の招集の必要があると認める場合には、市対統制局に要請することができる。

⑥ 業務の引き継ぎの実施

事態等の長期化への対応や円滑な業務継続、職員の交代等が可能となるよう、各市対局は庁内に 導入されている各種システム、グループウェア等を活用し、部局間及び担当者間の業務の引き継ぎ をすみやかに支障なく行う。

⑦ 他の部局への応援職員の配備

本部長は、事態発生時の各部局の業務実態に応じて、他部局へ応援職員を配備するよう各局長に指示することができる。この場合、他部局に配備された応援職員は、配置先の部局長の指示に従うこととする。

⑧ 本部連絡員(本部員の補助事務)

各本部員は、必要に応じて、所属職員の中から本部連絡員を指名し本部室に派遣する。 本部連絡員は、本部員を補佐し、情報の収集・伝達、資料の収集等を行う。

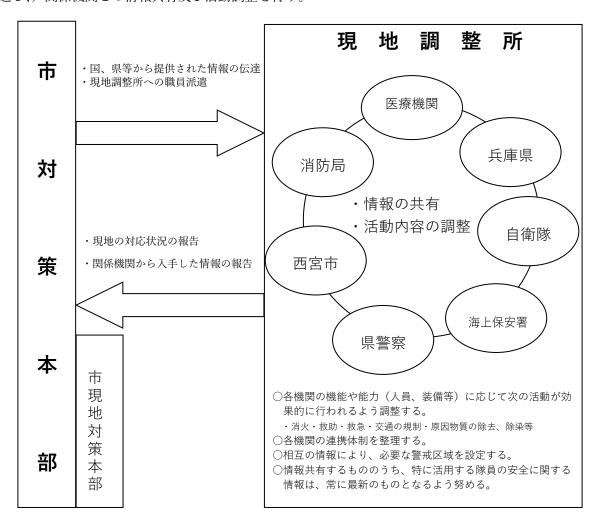
(5) 市現地対策本部の設置 (法 28/)

市長は、被災現地における保護措置の的確かつ迅速な実施、並びに国・県等の対策本部との連絡及 び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、 支所等の市有施設、学校に市現地対策本部を設置する。ただし、現地調整所が設置された場合、国・ 県等との連絡及び調整などは、現地調整所で行う場合がある。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、避難誘導の実施などにおいて現場における関係機関 (消防局、県、県警察、自衛隊、海上保安署、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認 めるときは、現地調整所を設置し、(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を 派遣し、)関係機関との情報共有及び活動調整を行う。



※【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において 情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである (例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関によ る連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。)。
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防局による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における保護措置を総合的に推進する 役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置され ている場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である(このため、現場に先着し た関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連 携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。)。
- (注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、 市協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7) 市対策本部長の権限 (法 29)

市対策本部長は、その区域における保護措置を総合的に推進するため、各種の保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の保護措置に関する総合調整 市対策本部長は、市の区域に係る保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めると

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

きは、当該市が実施する保護措置に関する総合調整を行う。

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る保護措置の実施に関し総合調整を行う ため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る保 護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該 求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止 (法30)

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の 指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

(9) 市対策本部事務局

市長を補佐する参謀機能を有した本部事務局となるよう危機管理室に関係する部署を加え、また、 機能別に4つの班を置いた体制とする。

【事務局の機能区分と組織】



本部事務局	
事務局長	危機管理監
副事務局長	総務局長、政策局長
総務班長	総務総括室長
広報・広聴班長	市長室長
情報・調整班長	危機管理室長 危機管理顧問
資源班長	人事部長(人的) 資産管理部長(物的)

ア 総務班 (市対策本部会議の庶務担当)

担当:総務総括室を主体に、総務局全体で業務にあたる。

機能:市対策本部会議の運用に係る事務を行う。(本部室・オペレーションルームの設営、資料、 議事録の作成、共有等)

イ 広報・広聴班(広報、メディア対応)

担当:市長室(広報・広聴部)を主体に、政策局全体で業務にあたる。

機能:広報担当/災害対応時の広報、メディア対応(記者会見含む)の管理業務を行う。 広聴担当/市民等からの電話、メール及び来庁等による通報受付に関する管理業務を行う。

ウ 情報・調整班 (情報収集、分析、評価、共有の担当)

担当:危機管理室を主体に、総務局全体で業務にあたる。

機能:総括指揮担当/本部長の意思決定を支援する参謀として、特に初動期の実質的な災害対応案 (避難指示等)の決定、また、想定外の災害対応の分配協議などオペレーションルーム全体の総括指揮を行う。

情報分析担当/広報・広聴班が受付けた通報、調整班が入手した関係機関からの情報、情報・調整班自らが取得した情報を総合的に分析、評価を行い、2次情報として整理する。

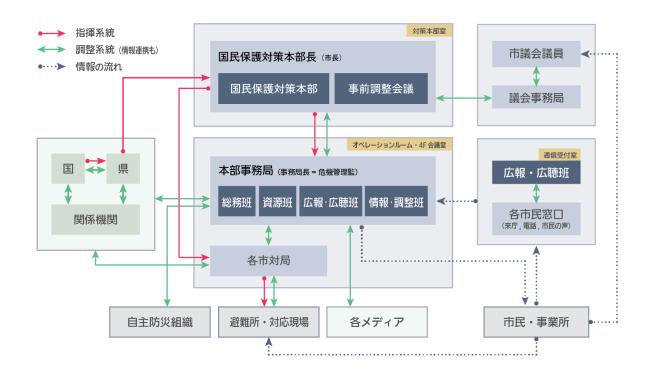
情報伝達担当/2次情報を庁内に共有し、「防災情報システム」に係る情報伝達を行う。 調整担当/本部長指示の伝達、関係機関、部局間の渉外、調整(総合調整)、自衛隊の部隊 等の派遣要請に関する業務を行う広報・広聴班(広報、メディア対応)

エ 資源班 (人的資源、物的資源の調整)

災害対応時の人的資源と物的資源に関する、ロジスティクス業務を行う。

- ・避難所や物資搬入業務など人員が不足する業務の人員調整として、市職員、外部からの応援職員 の調整、応援職員の宿泊地の確保等に関する業務(人的資源)
- ・不足する車両や資器材の確保、罹災証明書発行の受付といった災害対応業務に必要となる作業スペースや応援職員の執務スペースの確保(物的資源)。情報・調整班(情報収集、分析、評価、共有の担当)

【国民保護対策本部の指揮・調整系統と情報の流れ】



2 動員の実施

(1) 市の体制及び職員の参集基準

- ① 対策本部員、市対統制局のあらかじめ定めた職員、本部連絡員、局長及び部課長は、直ちに配備に就く。
- ② 上記以外の職員については、原則として、市対策本部長が決定する配備体制を取るものとし、その参集基準に従い動員を行う。
- ③ 具体的な配備人員等については、別に定める各部動員計画を基本として、事態の状況等を勘案し、市対策本部の各局長が決定する。

【職員動員体制・参集基準】

1440	(劉貝仲則)				
事案概況	国(政府) 認定基準	事態の状況 (体制の判断基準)	市の体制	参集基準 (防災指令)	構成員
事案覚知	事態認定前	 武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められる場合。 市内及び近隣市町以外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生した場合。 その他、危機管理監が必要であると認める場合。 	国民保護連絡会議	7	政策調整会議 構成職員/事務 局:危機管理室
事案の発生	事態認定後	● 市対策本部を廃止した場合で、引き続き全 庁的な対応が必要であると認められるとき。			
		 市内及び近隣市町で武力攻撃災害等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合。 政府による武力攻撃等の認定が行われたが、本市に市対策本部の指定がないとき。 その他、市長が必要であると認める場合。 	国民保護警戒本部	地域防災計画 防災指令第1 号〜第3号を 適宜判断	地域防災計画防 災指令第1号~ 第3号に応じた 災害動員計画に 基づく所定職員
		● 内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及 び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の 指定の通知を受けた場合。	国民保護対策本部	防災指令第 3 号	地域防災計画防 災指令第3号に 応じた災害動員 計画に基づく所 定職員

[資料2-1-1 西宮市防災指令要綱]

(2) 配備の命令を受けた市職員の行動

① 参集場所 原則として、勤務時間の内外を問わず予め定められた者以外は、直ちに各所属で配備に就く。

② 参集できない場合の連絡

勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。

③ 人命救助活動等の優先

勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防 災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡す る。ただし、対策本部要員、市対統制局員、局長及び部課長等は、これにかかわらず、直ちに配備 に就く。

④ 被害状況等の報告

勤務時間外に配備の命令を受けた場合においては、居住地の周辺及び各所属に赴く途上の地域の被害状況等に注視し、これを随時、所属長又は対策本部事務局に連絡する。この場合において、各所属長は、各職員からの連絡で得た情報を速やかに対策本部事務局へ報告する。

⑤ 職員の心構え

ア 職員は、予め定められた配備態勢及び自己の任務を十分習熟しておくこと。

- イ 職員は、災害が発生する恐れがあるときは、ラジオ、テレビによって情報を得るとともに各部 の本部連絡員等への電話照会等によって災害の状況、防災指令の発令等を知るように努めること。
- ウ 職員は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがあるときは、防災指令やその他配備命令が ない場合であっても、自らの判断で定められた部署へ自主参集すること。

3 通信の確保

(1)情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN (総合行政ネットワーク)等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2)情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復 旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省及び県にその 状況を連絡する。

(3)情報通信機器等の活用

市は、武力攻撃事態等において、災害報告、支援要請等の連絡及び関係機関相互の情報共有を図るため、フェニックス防災システムを活用する。

また、被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワークを使用して関係機関との通信を確保する。

第3章 関係機関との連携

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会に参加し、 国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長等への措置要請

(1) 知事等への措置要請 (法 18 I)

市は、市の区域における保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請 (法 16 V)

市は、市の区域における保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

3 指定公共機関、指定地方公共機関その他関係機関への措置要請等

(1) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請 (法 21Ⅲ)

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関 又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合に おいて、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。 特に、以下の事業者に対しては、当該留意事項を踏まえて要請を行う。

① 日本赤十字社

市が行う救援に対する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力についての 連絡調整等、日本赤十字社が実施する保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊 重する。

② 運送事業者

運送事業者である指定公共機関や指定地方公共機関に対し避難住民又は緊急物資の運送を求めようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に 当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機 関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

③ 医療事業者

医療事業者である指定公共機関や指定地方公共機関に対し医療活動を要請する場合には、当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

(2) 関係機関に対する協力要請

市は、必要があると認めるときは、関係機関との間であらかじめ締結する協定に基づき、関係機関に対し協力を要請する。

4 自衛隊の部隊等の派遣要請等

(1) 派遣要請の求め (法 20)

市長は、武力攻撃事態における自衛隊の主任務が我が国に対する侵略の排除であることを認識し、なおかつ、保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて兵庫地方協力本部長又は協議会委員たる隊員を通じて、防衛大臣に連絡する。この場合において、市長は知事に対して、できるだけ速やかに当該連絡をした旨を通知する。

(2) 派遣部隊との連携

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第 78 条)及び知事の要請に基づく出動(自衛隊法第 81 条))により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

5 他の市町長等に対する応援の要請、事務の委託

(1) 他の市町長等への応援の要請 (法 17)

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求 (法 18)

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、 活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託 (法 19)

- ① 市が、保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 県職員の派遣要請

市長は、保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し県職員の派遣を要請する。

(2) 指定行政機関及び指定地方行政機関等の職員の派遣要請等

① 職員の派遣要請

市長は、保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、県を経由して当該機関の職員の派遣要請を行う。

ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合については、直接要請を行う。

② 職員派遣のあっせんの求め

市長は、①の職員の派遣を要請しようとした場合に、要請が受け入れられないとき、または派遣 について適任者がいないときに、知事に対し、①の職員の派遣についてあっせんを求める。

(3) 他の市町職員の派遣要請等

市長は、保護措置の実施のため必要があるときは、他の市町長に対し職員の派遣を要請する。また、(2)-②の場合と同様に、知事に対しあっせんを求める。

7 市の行う応援等

(1) 他の市町に対して行う応援等 (法 17)

- ① 市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町から保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う保護措置の実施について労務、施設、設備又は物 資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、 他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 ボランティア団体等に対する支援等 (法 4Ⅲ)

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる 住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の 提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティアの安全の確保

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。

また、ボランティアに協力を求める場合であっても、危険を伴う地域で活動したり、危険な業務に 携わったりすることのないよう留意する。

(3) ボランティア活動への支援と連携

市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、ボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等が効果的に発揮されるよう必要な支援を行う。

① 一般ボランティア

ボランティアの受入れ体制については、平常時から西宮市社会福祉協議会と連携して市民が自発的にボランティア活動に参加できる条件整備や、各団体の主体性を尊重した支援を行うとともに、ボランティア団体等(大学等のボランティアを含む)のネットワーク化を図る。また、各々のボランティア団体等の活動が効果的に実施できるよう団体間の調整と、次の支援と協力を行う。

ア ボランティアの受付及び各ボランティア団体間の調整、その他ボランティアによる活動を円滑 に行うための拠点を提供する。

- イ 各種情報を迅速に提供する等、常に密接に協議、連絡及び調整を行い、連携を図る。
- ウ 各部において、ボランティアの要請担当を定め、派遣要請は、動員・ボランティア部を経由して行う。ただし、円滑な救援活動のため必要な場合は動員・ボランティア部と調整のうえ、直接要請するものとする。
- エ その他ボランティア活動を円滑に行うために必要な協力と支援をする。

② 専門ボランティア

- ア 要配慮者を支援するボランティアの派遣については、西宮市社会福祉協議会と連携して対応する。
- イ 医師、建築士等専門技術を有するボランティアの派遣に関しては、担当部が予め定めた協力体制にもとづき直接窓口となる保健所・医師会・建築士会等と協議のうえ、要請及び受入れを行う。

(4) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを 把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

9 市民への協力要請 (法4Ⅰ,Ⅱ)

市は、次に掲げる保護措置を行うために必要があると認める場合には、市民に対し、必要な援助についての協力を要請する。また、企業や公共的団体に対し、市民への協力要請に準じて、企業・団体の自衛防災組織による消火や資機材の提供、避難住民の誘導や救援に関する措置等への協力を要請する。この場合において、市は要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

協力を要請された市民は、必要な協力をするよう努めるものとする。なお、この協力は自発的な意思に ゆだねられるものとし、その要請にあたって強制にわたることがあってはならない。

(1) 避難住民の誘導 (法 70)

- ① 市町職員と一体となった避難住民の先導
- ② 移動中における食料等の配給
- ③ 高齢者、障害者、乳幼児その他自ら避難することが困難な者の避難の援助
- ④ 家庭や学校、事業所等における安否確認

(2) 避難住民等の救援 (法80)

- ① 炊き出しの実施
- ② 食料、飲料水等の配布
- ③ 生活必需品等の救援物資の整理
- ④ 避難所名簿の作成等の避難所運営の補助

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 (法 115)

- ① 消火のための水の運搬
- ② 救出された負傷者を病院に搬送するための車両の運転
- ③ 被災者の救助のための資機材の提供

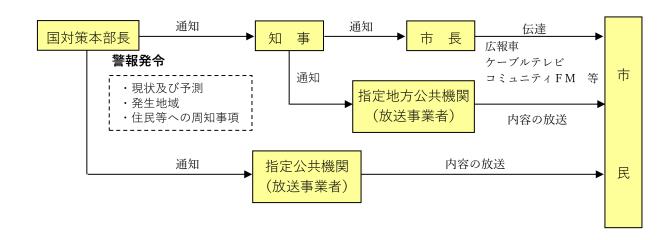
(4) 保健衛生の確保 (法 123)

- ① 健康調査の実施
- ② 感染症の動向調査の実施
- ③ 水道水の検査の実施
- ④ 防疫活動の実施
 - ア 感染症のまん延防止のための消毒を実施する場合の薬剤散布の補助
 - イ 臨時の予防接種のための会場設営等
 - ウ 防疫指導、衛生教育又は衛生広報のために県や市町が作成したパンフレットの配布
- ⑤ 被災者の健康維持活動の実施
 - ア 衛生指導等の保健指導のために県や市町が作成したパンフレットの配布
 - イ 健康食品等の保健資材の配布

第4章 警報及び避難の指示等

第1節 警報の伝達等 (法 47 1)

市は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的 確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、 以下のとおり定める。



1 警報の伝達等

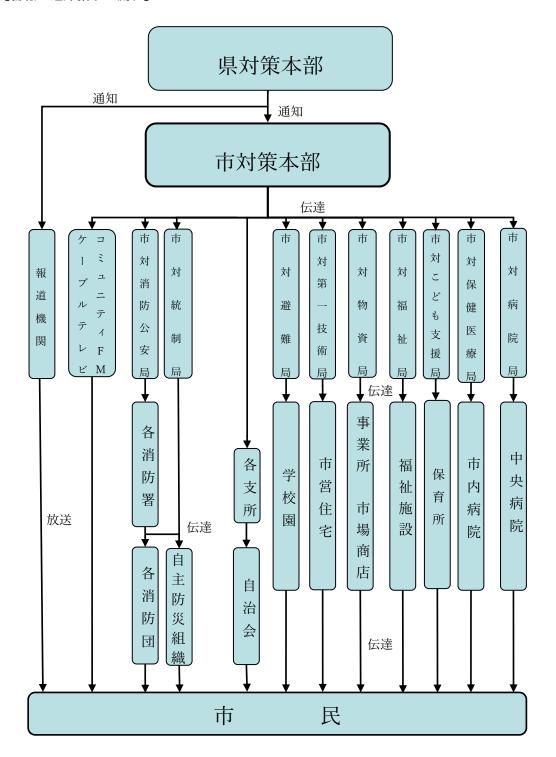
(1)警報の伝達

① 市は、県から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体(病院、学校など)に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、中央病院、保育園など)に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (https://www.nishi.or.jp/) に警報の内容を掲載する。

【警報・避難指示の流れ】



2 警報の伝達方法

(1) 伝達方法

警報は、国から緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J アラート)等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム(J アラート)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 この場合においては、原則として、防災行政無線を最大音量で吹鳴して市民に注意喚起した後、武 力攻撃事態等において警報が発令された事実等を伝達し、周知する。また、テレビ・ラジオでの警報 の周知を図る。

> [資料2-4-2 災害時情報等に関する放送の実施に関する協定書] [資料2-4-3 災害時における放送要請に関する協定(参考)] [資料2-8-1 防災行政無線設置箇所一覧]

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合 ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、ホームページ等への掲載をはじめと する手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して市民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの方法も活用する。

(2) 関係機関との連携

市長は、消防局と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯 等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 多数の者が利用する施設への伝達

市は、警報の伝達を行う場合においては、学校園、工場、大規模集客施設、事業所その他の多数の 者が利用する施設に対する伝達について配慮する。

(4) 要配慮者への伝達

市は、高齢者、障害のある人、外国人等に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮する。

また、福祉部は避難行動要支援者名簿を活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、 避難などに備えられるような体制の整備に努める。

① 障害の別により目に見える情報や音声情報を提供するなど、個々のニーズに応じることができるよう、複数の情報提供手段による警報の伝達に努める。

- ② 病院や社会福祉施設等の傷病者、高齢者、障害のある人などが入院・入所している施設及び学校、幼稚園及び保育所等の児童・生徒や乳幼児が通学、通園している施設については、優先して警報を伝達するよう努める。
- ③ 自主防災組織や自治会等の自主的な協力を得て、高齢者、障害のある人などが居住する世帯、とりわけ高齢者等の独居世帯に対して、戸別に警報の伝達を行うよう努める。
- ④ 日本語の理解が十分でない外国人に対しては、市のホームページで多言語での情報発信を行うとともに、コミュニティ FM での放送、関係機関等が提供するコンテンツを活用し、多言語での情報提供に努める。その際、西宮市国際交流協会及び NGO 等の関係団体に対し、必要な情報の提供を行い、警報の伝達が円滑に行われるよう努める。

(5) 警報解除の伝達

警報解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の市民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2節 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が市 民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要であることから、避難の指示の市民への通 知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難指示の通知・伝達

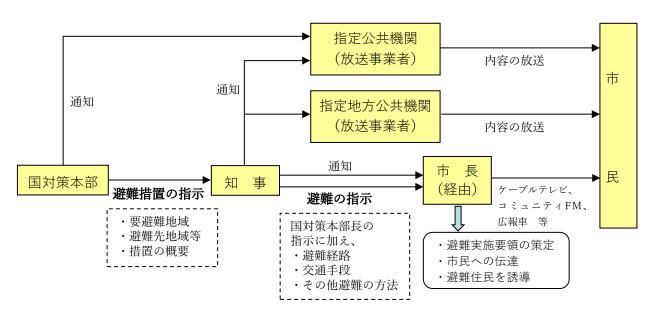
(1) 県への情報提供 (法 47)

市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

(2) 迅速な伝達

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を市民に対して迅速に伝達するとともに、避難の指示に従い落ち着いて行動するよう要請する。

※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。



2 避難実施要領の策定

(1)避難実施要領の策定 (法 61 Ⅰ,Ⅱ)

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、必要に応じ各執行機関、県、県警察、自衛隊、海上保安署等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の 内容を修正する。

※【避難実施要領に定める事項(法定事項)】(法 61 |)

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の 誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

※【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を 円滑に行えるようにするために策定するものであり、県保護計画に記載される市の計画作成の基準 の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を 箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

※【市の避難実施要領の項目】

市長は、避難実施要領の策定に当たっては、次の点に留意するものとする。

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

③ 一時集合場所及び集合

避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を明示し、集合場所への交通手段は徒歩を原則とする。

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を具体的に記載する。

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を 記載する。

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、 避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

⑦ 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職員、消防団員の配置及び担当 業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者への対応 高齢者、障害のある人、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

⑨ 要避難地域における残留者の確認要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

- ① 避難住民の携行品、服装 避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
- ② 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等 問題が発生した際の緊急連絡先は、市対策本部とする。

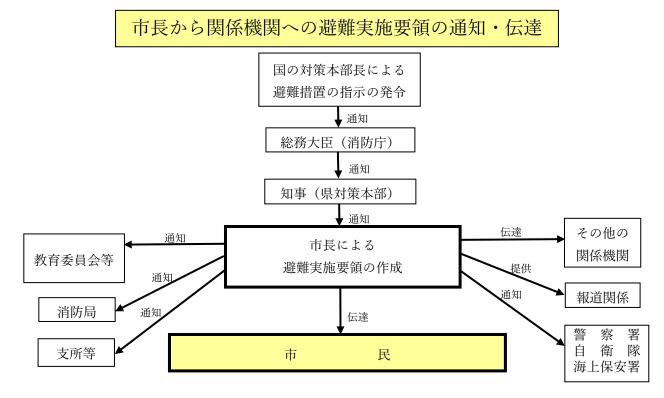
※【国の対策本部長による利用指針の調整】

- ア 市長は、市民の避難等において、道路、港湾施設、飛行場施設等の利用のニーズが自衛隊や米 軍の行動と競合する場合には、国対策本部長による道路の利用指針(武力攻撃事態等における特 定公共施設等の利用に関する法律第12条第1項の道路の利用指針をいう。以下同じ。)等の策定 に係る調整が開始されるよう、県知事を通じて国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。
- イ 市長は、国対策本部長が道路の利用指針等を策定する場合の国対策本部長による意見聴取や国 対策本部長からの情報提供の求めに適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や 緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(2) 避難実施要領の内容の伝達等 (法 61Ⅲ、Ⅳ)

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を市民に伝達する。その際、迅速な対応が取れるよう、各地域に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、自衛隊第 36 普通科連隊長、兵庫地方協力本部長及び海上保安署長に通知する。さらに、所轄する県地方対策本部長(阪神南県民センター長)にも併せて通知する。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導 (法 62)

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住 民及び誘導する職員等の安全の確保に十分に配慮のうえ、避難住民を誘導する。その際、避難実施要 領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合 には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に 当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、 市民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防 災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。(特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が 多い地域では、重要である。)

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、 避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備す るなど市民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防局は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

「資料2-7-1 備蓄資器材等一覧」

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又は海上保安署長に対して、警察官、自衛官又は海上保安官(以下、「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。この場合において、市長は、その旨を知事に通知する。ただし、武力攻撃が切迫している状況等においては、自衛隊による誘導は要請しないことがある。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に、警察署長等から市が協議を受けた際は、市長はその時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

市長は、大規模集客施設等からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携 し、必要な対策をとる。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、 事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる 市民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、 避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報 を提供する。

(6) 高齢者、障害のある人、乳幼児等への配慮

市長は、高齢者、障害のある人などの避難を万全に行うため、避難行動要支援者名簿を活用し社会 福祉協議会、民生委員・児童委員、保健サービス事業者、障害者団体等と協力して、要配慮者への連 絡、運送手段の確保を的確に行う。

また、自ら管理する病院、老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園、保育所、特別支援学校等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努める。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁 寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場 合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うととも に、県警察と協力し、市民からの相談に対応するなど、市民の不安の軽減に努める。

(9)動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について (平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産 企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 自家用車等の使用の制限

市民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から、原則として、自家 用車等の使用を制限する。

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、市民 に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、 知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

① 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共 機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。この場合において、市は、関係機 関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に 実施するために必要な情報を十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に 十分に配慮する。

- ② 原則として、市の区域内の運送の場合は、市が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して運送を求め、市の区域を越える運送の場合は、県から運送を求めるものとされている。
- ③ 市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長にその旨を通知し所要の調整を要請する。

(14) 避難住民の復帰のための措置 (法 69)

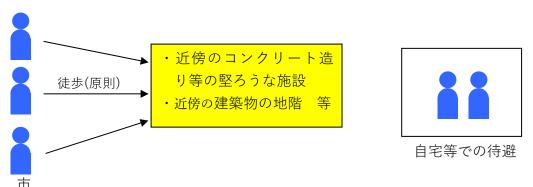
市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 避難の類型

市民の避難については、武力攻撃事態等の状況により様々な形態により実施することとなるが、避難先地域の区分に応じて、基本的な避難の類型を示す。

(1)屋内への避難

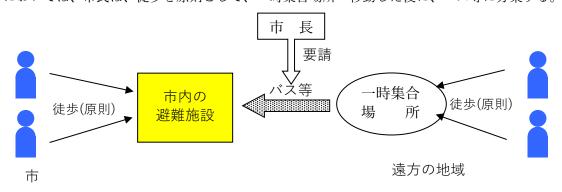
弾道ミサイル攻撃など極めて短時間での避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突発的に発生した場合などにおいては、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に直ちに避難する。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、2~4の類型により、他の安全な地域へ避難する。



(2) 市内の避難

市内において避難する場合は、徒歩を原則として、市内の避難施設に避難する。

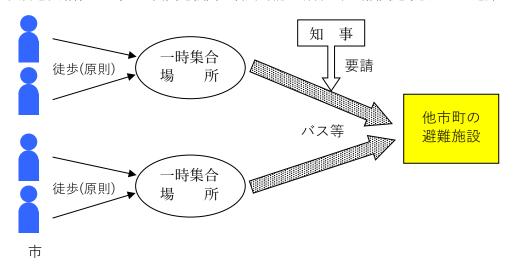
また、市内であっても遠方への避難が必要な場合は、市長が要請したバス等により避難を行う。この場合においては、市民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後に、バス等に分乗する。



(3) 県内他市町への避難

県内の他市町へ避難する場合は、市民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、知事が 要請したバス等により避難を行う。

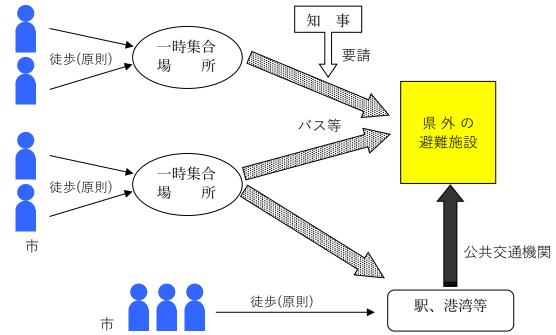
また、鉄道、路線バス等の公共交通機関が利用可能な場合は、当該交通手段による避難も行う。



(4) 県外への避難

大規模な着上陸侵攻等の本格的な侵略事態など他の都道府県への避難が必要な場合は、原則として、 鉄道、船舶等の公共交通機関による避難を行う。この場合においては、市民は、徒歩を原則として、 駅、港湾等に集合し、指定された公共交通機関により避難する。

また、知事が要請したバス等により避難する場合は、市民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ 移動した後、バス等により避難を行う。



5 事態の類型に応じた留意事項

事態の類型等により、市民の避難の形態が大きく異なることから、それぞれの場面における避難に当たって配慮すべき事項について定める。

(1) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

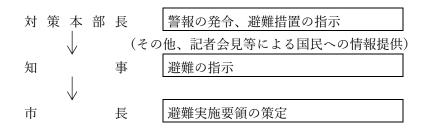
① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、市民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造等の堅ろうな施設や近傍の建築物の地階等に避難することとなる。)

② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。このため、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

【避難の指示の内容(例)】

避難の指示(一例)

- 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内(特に建物の中心部)に避難すること。その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や近傍の建築物の地階などに避難すること。
- 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオ その他の手段により、情報の入手に努めること。

(特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合)

○ 要避難地域に該当するA市AA地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、 屋内に留まること。

弾頭の種類は、○○剤と考えられることから、・・・・

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を 行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、自衛隊及び海上保安署からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、市民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊、海上保安署等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。
- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時集合場所までの移動」~「一時集合場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、 といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、消防機関、県警察、自衛隊、海上保安署等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、市民の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、市民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中枢、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

【避難の指示の内容(例)】

避難の指示 (一例)

- 本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。
- A A 地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
- B B地区の住民については、市長による誘導に従い、C C地区へ避難すること。 健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害のある 人その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

(3) 着上陸侵攻の場合

① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行う ことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

(4) 航空攻撃の場合

① 急襲的に航空攻撃が行われる場合については、攻撃の目標地を限定せずに広範囲に屋内避難が指示されることから、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応を取るものとする。

(5) 武力攻撃原子力災害の場合

- ① 武力攻撃原子力災害の場合、国対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受け、知事により、次のような指示が行われることになっている。市長は、知事からの避難の指示に基づき、住民の避難誘導を行う。
 - ア 事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)に 相当する地域と同様の措置(まずは屋内退避を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ 必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するもの とする。)を指示すること。
 - イ 屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意すること。

(6)NBC 攻撃の場合

① 市長は、避難誘導に携わる職員に対し、安全を図るための措置を講ずるよう努めるとともに、攻撃の特徴に留意しつつ、必要な措置を講ずる。

【NBC 攻撃における避難の留意点】

攻撃の種類	留意点			
核攻撃等	① 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域			
	・攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難			
	・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難			
	・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤の			
	服用等を指示			
	② 放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域			
	・放射線の影響を受けない安全な地域に避難			
	・外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく			
	直角方向に避難			
	③ ダーティボムによる攻撃の場合			
	攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ、近傍の地下施設等への避難			
生物剤による攻撃	・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は			
	感染のおそれのない安全な地域に避難			
	・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われ			
	た時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのでは			
	なく、感染者を入院させて治療			
化学剤による攻撃	・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は			
	風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難			
	・化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難			

第5章 救援

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

第1節 救援の実施

1 知事による事務委任 (法 76)

知事は、下記の事項に該当するときは原則として、その権限に属する救援の実施に関する事務を、市 長に委任することとされている。この場合において、知事は、市長が行う救援の内容及び当該救援を行う 期間を市長へ通知するとともに、直ちにその旨を公示することとされている。

- ① 市長が当該事務を行うことにより、救援の迅速、的確化が図られること。
- ② 緊急を要する救援の実施に関する事務(避難所の設置、食品の給与、被災者の捜索及び救出等)及び県においては困難な救援の実施に関する事務(学用品の給与等)であること。

2 救援の実施及び補助

市長は、上記1により、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、以下に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を、県と密接に連携のうえ関係機関の協力を得て行う。

また、市長は、当該実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品の給与
- ③ 飲料水の供給
- ④ 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与
- ⑤ 医療の提供及び助産
- ⑥ 被災者の捜索及び救出
- (7) 埋葬及び火葬
- ⑧ 電話その他の通信設備の提供
- ⑨ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑩ 学用品の給与
- ① 障害物の除去

第2節 関係機関との連携

1 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

2 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、 県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

3 日本赤十字社との連携 (法 77)

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の 内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

4 緊急物資の運送の求め (法79)

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、 避難住民の運送の求めに準じて行う。

第3節 救援の内容

1 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事 に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

[資料1-2-6 救援の程度及び基準]

2 救援における県との連携

市は、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第4節 救援の実施方法 (法75)

1 収容施設の供与

(1) 避難所

避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に避難施設その他の適当な場所に収容し保護する。

① 避難所の開設

- ア 原則として、予め指定した学校、公民館等既存の建物を利用するが、これらの建物を利用する ことが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。
- イ 避難所の開設は、原則として市長が行うものとするが、状況に応じて施設管理者、自主防災組 織代表者等が応急的に開設するものとする。
- ウ 市が避難所を開設したときは、開設日時及び場所、箇所数及び収容人員等について、直ちに県 に報告するものとする。
- エ 市は、避難所の不足が生じた場合には、立地条件等を考慮して、避難所として追加すべき施設 を県に報告するものとし、県は、管理者の同意を得た上で、避難所として位置付けることとされ ている。

[資料2-6-1 避難所等]

② 避難所の運営

- ア 避難所の運営管理は、市が住民、自主防災組織、ボランティア及び防災関係機関の協力を得て 行う。
- イ 市は避難所の運営管理のために、避難部等の職員を派遣する。派遣職員は、避難所現地本部を 設置するとともに避難所運営マニュアルに基づき運営管理を行う。
- ウ 派遣職員が到着するまでは、施設管理者が管理する。
- エ 市は、避難所を開設したときは、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、テレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するものとする。
- オ 避難所の自治組織の結成を促し、避難者が互いに助け合う自主的な避難生活が行えるよう支援する。
- カ 市は、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及 びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、避難元の都道府県又は市町 村の職員に対して協力を求めるものとする。
- キ 学校は、児童生徒の安全確保と教育の早期再開に努めることを基本とするが、災害初期において教員は可能な範囲で避難所の運営に協力するとともに、市費学校職員は学校長の指示を受け必要に応じて避難所の支援業務を行う。
- ク 市は、市と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保するものとする。
- ケ 市は、ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努めるものとする。
- コ 市は、高齢者、障害のある人などに対しては、障害者用トイレ、スロープ等の仮設等、個々の 状況に応じた十分な配慮を行うものとする。

サ 市は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難住民等の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めるものとする。

③ 福祉避難所

ア 市は、身体等の状況が特別養護老人ホーム等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者を収容するため、必要に応じて、福祉避難所を設置するものとする。

イ 福祉避難所は、西宮市総合福祉センター等の施設を利用して設置する。

[資料2-6-1 避難所等]

④ 長期避難住宅

ア 避難が長期にわたることが見込まれる場合には、県は、早急に長期避難住宅のための仮設住宅 等の手配を行い、避難住民等が避難所から長期避難住宅等に移ることができるよう配慮するもの とされている。

イ 長期避難住宅の設置については、(2)の応急仮設住宅の規定を準用するものとされている。

(2) 応急仮設住宅

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅を仮設して、一時的な居住の安定を図る。

① 応急仮設住宅の設置

ア 応急仮設住宅の設置は、原則として知事が行うこととされており、市長はこれに協力する。

イ 設営地の選定

公共用地を優先し、飲料水の確保、保健衛生、交通の便、教育等の諸点を考慮して選定することになっている。

ウ 応急仮設住宅の着工期間

着工期間は、大災害等により迅速な処理が困難である場合を除き、災害発生の日から 20 日以内とし、必要に応じて建設業組合等に応援を求める等、迅速な措置を図ることになっている。

エ 市は、応急仮設住宅の設置に代えて、公営住宅・公的住宅等の一時使用や賃貸住宅、宿泊施設 等の居室の借上げを県に要請することができる。

② 応急仮設住宅の構造

ア 応急仮設住宅の規模

一戸あたりの規模は 29.7 m^2 (9坪) を基準とし、軽量鉄骨造等の組立住宅とすることになっている。

- イ 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障害のある人などの安全性及び利便 性に配慮した構造とすることになっている。
- ウ 高齢者、障害のある人など特に配慮を要する者を収容するため、必要に応じて、福祉・医療サ ービス等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することになっている。

エ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、必要に応じて居住者の集会等に利用するための施設を設置し、地域コミュニティの確保を図ることになっている。

③ 入居者の認定

入居者の認定は、市において行うものとする。この場合において、高齢者、障害のある人などの 優先入居や地域コミュニティの確保について配慮するものとする。

④ 応急仮設住宅の管理 市において、通常の管理を行うものとする。

⑤ 生活環境の整備

市は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障害のある人などに対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者の派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努めるものとする。

2 食品の給与

避難住民又は武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者に対し応急的に備蓄食品や調 達食品等の提供を行い、一時的に避難住民等の食生活を確保する。

(1)配布の対象者

- ① 避難所へ避難した者
- ② 自宅にあっても、住家に被害を受けて炊事のできない者
- ③ 旅行者、宿泊人等。また、市長が必要と認める者
- ④ 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者

(2) 食品の給与

① 供給計画

避難所へ避難した者への供給は、市対物資局が市対避難局等から必要数量等の報告を受け、その要請に基づいて、当面は加工食品を中心とした供給計画を作成し、避難所へ搬送して市対避難局に引き渡す。

② 炊き出し

- ア 炊き出しの実施については、市対策本部が避難状況、ライフラインの状況及び各種団体の協力 体制状況等を勘案して決定し、市対統制局、市対物資局、市対避難局、市対総務局等の関係局が 協議して対応する。
- イ 炊き出し場所は小中学校の給食室(学校給食再開まで)等の公共建築物を利用して実施することを原則とする。
- ウ 学校等の給食調理施設、設備が使用できない場合又は調理施設のない公共建築物等においては、 応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

(3) 食品の調達・搬送

① 備蓄食品

備蓄庫より搬出して避難所等へ搬送する。

② 調達食品

- ア 協定を結んでいる大規模小売店等から、必要品を調達する(加工品を原則とする)。
- イ 流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売店からも必要品を調達する。
- ウ 調達食品は避難所等へ直接搬送することを原則とする。これによりがたい場合は、あらかじめ 定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所等へ搬送する。

[資料2-4-1 災害時応援協定一覧(民間機関等)]

③ 救援食品

ア 市において食品の調達が困難な場合は、市対策本部及び関係局と協議し、県やその他の団体に 要請する。

イ 県及びその他の自治体等からの救援食品は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けの うえ各避難所等へ搬送する。

④ 搬送方法

市が実施する搬送は、公用車、応援車を用いる。状況に応じて運送業者に委託する。

⑤ 栄養士等の助言

食品の調達については、栄養士等の助言も得て実施するものとする。

⑥ 衛生管理

食品の保管は衛生管理に十分配慮する。

(4) 食品受払の管理

食品の受領又は供給に関しては、食品の種類・数量及び搬送先名等を確認のうえ、食品受払簿等を 作成して適切な管理を行う。

3 飲料水の供給

武力攻撃災害の発生により、水道等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたこと等により、 現に飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し、必要な飲料水を供給する。

(1)給水量

生命維持に最小限必要な量として、1人1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗に合せ順次供給量を増加する。

(2) 給水方法

本市では、自己水源として浄水場があるほか、阪神水道企業団等からも受水している。また、水道施設が被害を受けた場合に備え、市内に耐震性緊急貯水槽や緊急遮断弁を設置した配水池、配水槽を整備しており、武力攻撃災害時にはいずれかの水道施設から応急給水が可能である。

- ① 緊急時給水拠点における拠点給水・緊急時運搬給水拠点からの運搬給水。
 - ア 耐震性緊急貯水槽等の拠点で給水する。また、浄水場等から給水タンク車等により小中学校等 の応急給水所に運搬し給水する。
 - イ 応急給水の広報については関係各部の協力を得て広報車等で実施する。
- ② 消火栓に設置した緊急給水栓による給水 応急給水の進捗に合せ緊急給水栓の増設を行う。
- ③ 仮設給水栓による給水 宅地内の給水装置が破損した家屋等では、仮設給水栓等を設置して給水する。

[資料2-6-4 水道施設等一覧]

(3) 医療機関等への応急給水

緊急性の高い医療機関や福祉施設より応急給水の要請があった場合は、被害状況に応じ優先的に対応する。特に、透析医療の実施には大量の水が必要であり、最優先で対応する。

(4) 広域応援の要請

市は、必要な人員、資機材等が不足する場合は、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、応援要請を行う。

4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与し、一時的に避難住民等の生活を安定させる。

(1) 被服、寝具その他生活必需品の品目

給与又は貸与する主な品目は、一般に次のとおりであり、高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮するものとする。

- ① 被服、寝具及び身の回り品 洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
- ② 日用品

石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等

③ 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

④ 光熱材料

マッチ、LPガス等

※ 哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな 対応についても考慮するものとする。

(2) 供給方法

- ① 避難所へ避難した者への供給は、市対物資局が市対避難局等から必要品目、数量等の報告を受け、その要請に基づいて、供給計画を作成し、避難所へ搬送して市対避難局に引き渡す。
- ② ①以外の場合の供給は、市対策本部が避難状況、ライフライン復旧状況及び各種団体の協力体制 状況等を勘案して方針を決定し、市対統制局、市対物資局、市対避難局、市対総務局等の関係局 が協議して対応する。

(3) 生活必需品の調達

① 備蓄品

備蓄庫から搬出して避難所等へ搬送する。

② 調達品

- ア 協定を結んでいる大規模小売店等から、必要品目、必要量を調達する。
- イ 流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売店からも必要品を調達する。
- ウ 調達品は避難所等への直接搬送を原則とする。これによりがたい場合は、あらかじめ定めた一 時集積所に受入れ、仕分けのうえ、各避難所等へ搬送する。

[資料2-4-1 災害時応援協定一覧(民間機関等)]

③ 救援物資

- ア 市において生活必需品の調達が困難な場合は、県やその他の団体に要請する。
- イ 県及びその他の自治体等からの援助物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けの うえ各避難所等へ搬送する。
- ウ 各種団体等からの救援物資の申し出に対しては、避難状況等を勘案し、必要品目、必要数を把握して要請する。
- エ マスコミ等を通して救援物資の要請を行う場合は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確に情報を提供する。また、物資が充足した時は要請の打ち切りの報道依頼を行う。

(4)物資の搬送

市が実施する搬送は、公用車、応援車により行うが、状況に応じて運送業者に委託する。

[資料2-6-6 公用車両保有状況]

(5)物資受払の管理

被服・寝具その他の衣料品及び生活必需品の受領・供給に関しては、品目、数量及び搬送先名等を確認のうえ、受払簿等を作成して、適正な管理を行う。

5 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず医療又は分娩の途を 失った避難住民等に対し、応急的な医療又は助産を提供する。

(1) 大規模医療活動体制の確立

被災住民に対する災害医療及び公衆衛生対策は、本市の病院・保健医療の担当部局が中心となり、 「医療救護活動本部」を組織し、西宮市医師会・県立西宮病院・兵庫医科大学病院・西宮市歯科医師 会・西宮市薬剤師会をはじめ、医療関係機関等による広域支援組織と連携して対応する。

(2) 初期医療活動

① 災害医療情報の総合的な収集及び提供

兵庫県広域災害・救急医療情報システム、ホットライン等を活用するとともに地域医療情報センターと連携して医療機関の診療応需情報等を把握し、必要な情報を関係機関に提供する。

- ② 市内(被災地域内)の医療機関による応急医療活動
 - ア 市立中央病院、災害拠点病院である県立西宮病院及び兵庫医科大学病院等を中心に応急医療活動を実施する。
 - イ 必要に応じて、西宮市医師会による1次救急在宅当番医や2次救急参加病院及びその他の民間 医療機関に、応急医療活動の協力を求める。

[資料2-5-3 市内医療関係組織]

③ 被災地域外からの救護班の派遣

必要に応じて、県医務課を通じて日本赤十字社、自衛隊、国立病院、県立病院並びに私立医療機関に、救護班の派遣を要請する。なお、救護班の受入調整は、「医療ボランティア」の活用を含め、 医療救護活動本部が担当する。

④ 救護所の設置

地域防災拠点及び主な避難所に、次の場合に救護所を開設し、被災者の健康管理と巡回診療にあたる。

- ア 現地医療機関が被災し、その機能が低下または停止したため、現地医療機関では対応しきれな い場合
- イ 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
- ウ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との関係から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

[資料2-5-3 市内医療関係組織]

⑤ トリアージの実施

災害で多くの負傷者が出て医療能力を上回りそうな場合には、トリアージ(負傷者選別)を実施する。

(3) 被災者の健康管理、精神保健活動の実施

① 巡回相談

被災者に保健師等の巡回相談による健康管理対策を実施し、必要に応じて口腔ケアや感染症の予防、生活環境の向上を働きかける。

② 心のケア

被災者の精神不安定に対応するために保健所等が広域支援によって心のケアを実施する。

(4) 広域搬送及び後方医療活動の支援要請

被災地域内において医療を確保することが困難な場合は、兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定に基づき応援協力を要請するとともに、県と調整して被災地域外の医療施設に広域的後方医療活動を要請する。また、あらかじめ定めた広域搬送手段によって必要な傷病者の搬送を実施する。

「資料2-3-2 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定」

(5) 医薬品等の確保

① 備蓄と協力要請

災害時の医療用医薬品等の確保は、災害拠点病院(県立西宮病院、兵庫医科大学病院)及び市立 中央病院での備蓄により対応するとともに、市内医療機関に対しても協力を要請する。

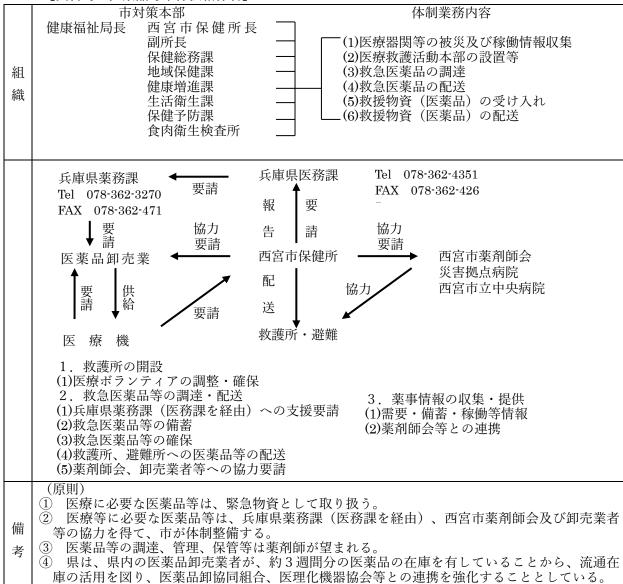
② 関係医療機関との連携

兵庫県薬務課(医務課を経由)、西宮市薬剤師会及び卸売業者の協力を得て確保する。

③ 備蓄拠点

市外からの救急医療物資は、市内に複数設置する備蓄拠点に集積し、医療機関等に搬送する。

【災害時の医薬品等確保供給体制】



(6) 個別疾病対策

① 人工透析

県及び関係機関と協力して慢性腎障害患者やクラッシュシンドローム(挫滅症候群)による急性 腎障害患者に対して、継続して人工透析の治療を行えるようにする。

また、透析医療の実施には水・医薬品等が不可欠であるため、関係機関に要請し、優先的に確保する。

② 難病等

ア 情報収集及び連絡

近隣都市も含め難病患者の受療状況及び主な医療機関の稼働状況を把握し、広報紙、報道機関等を通じて難病患者や患者団体等へ情報を提供する。また、受療の確保を図るため、県に必要な要請を実施する。

イ 医薬品等の確保

把握した医療機関における医薬品等の確保状況に基づき必要な措置を講ずるよう県に要請する。

(7) NBC 攻撃の際に特に留意すべき事項

- ① 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動
 - ア 内閣総理大臣は、必要に応じ、知事に対し、医療関係者等からなる救護班を編成し、被ばく線 量計による管理を行うなど所要の防護措置を講じた上で、被ばく医療活動を行うよう要請するも のとされている。
 - イ 内閣総理大臣から派遣された、量子科学技術研究開発機構、独立行政法人国立病院機構、国立 高度専門医療研究センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる被ばく医療派遣チームは、 県対策本部のもとで、トリアージの実施、汚染・被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、 現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとされて いる。

② 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ア 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合、市は県と連携して、感染症指定医療機関等への入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のための適切な対応を図る。また、医療関係者に対して、ワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講ずる。
- イ 国〔厚生労働省、文部科学省〕は、病原体等の特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、技術的助言を行う専門家の派遣、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療機関及び地方公共団体への的確な支援を行うものとされており、市は県と連携して、国からの協力要請に応じて、救護班を編成し、医療活動を行うよう努める。

③ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ア 厚生労働省は、原因物質が特定された場合はその特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、 医薬品等の供給、その他必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への適切な支援を行 うものとされており、市は県と連携して、国からの協力要請に応じて、救護班を編成し、医療活 動を行うよう努める。
- イ 消防機関等は、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送するなど、使用された化学剤の特性に応じた 救急医療等を行うよう努めるものとする。

6 被災者の捜索及び救出

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、武力 攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又 は救出する。

(1) 人命救出活動

- ① 救出方法
 - ア 市は、県警察等関係機関と相互に緊密な連絡をとり協力して救出にあたるとともに、必要に応 じ、隣接市町の消防機関、自衛隊等に協力を要請するものとする。
 - イ 船舶海難及び海上における人身事故等の通報を受けた時又は認知した時は、海上保安署に速やかに通報するとともに、救助等の措置に援助・協力する。
 - ウ 市は災害現場において救出作業を行う場合、必要に応じ自主防災組織等の地域住民の協力を要 請する
 - エ 救出した負傷者は、ただちに救急車や救援車等により病院へ搬送する。
 - オ 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と緊密な連絡をとって行う。作業用重機は、建設協会等の協力を得て、必要とする現場に配置する。
 - カ 必要に応じ関係機関による現地調整所を組織し、地区割等を調整し効率的な救援救助活動を行 う。

[資料2-7-4 備蓄資器材等等一覧]

(2) 行方不明者

- ① 行方不明者の存否確認
 - ア 県警察及び地域住民等の協力を得て、行方不明者の存否を確認する。
 - イ 行方不明者の確認は、住民基本台帳等と照合した上で行う。

② 行方不明者の捜索

- ア 行方不明者の捜索については、災害の規模等の状況を勘案して、県警察、自衛隊、海上保安署 等関係機関や地域住民の協力を得て実施するものとする。
- イ 行方不明者の捜索期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、10 日間を経過してもなお捜索を要する場合には、市対策本部長の指示によって継続して実施するものとする。
- ウ 市は、救出作業又は行方不明者捜索中に遺体を発見したときは、すみやかに警察官の検視及び 医師の検案(原則として鑑察医又は県派遣の救護班によって実施する。)をうけ、身元が判明し た後、遺族等に引き渡す。

7 埋葬及び火葬

武力攻撃災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がない場合などに、遺体の応急的な埋葬及び火葬を実施することにより、遺体が葬られないまま放置されることを防ぐ。

(1)遺体の処理

武力攻撃災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため死体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、これらの処理を実施する。

- ① 死体の一時保存のための施設等の設置、死体の洗浄、縫合、消毒、検案等の役務の提供を内容とし、死者に遺族のない場合は、市は県と連携して、死体の処理に必要な物資の調達から処理に関する全ての措置を実施するものとする。
- ② 検案は、原則として救護班及び監察医において行うこととするが、民間の開業医によって行われた場合には、その医師に対して費用の限度内で実費を弁償するものとする。

(2)遺体安置所の開設

遺体の安置所は、西宮市立斎場及び体育館等公共建築物を中心に選定し、災害の状況に応じて、適 宜その施設管理者と協議して開設する。

「資料2-6-7 遺体安置所予定施設」

(3)遺体の安置

- ① 警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、速やかに安置所に搬送し収容する。
- ② 不足する棺箱、骨つぼ及びドライアイスの調達は、都市整備公社斎園事業部及び葬儀業者等に協力要請し確保する。また、必要があれば県に要請する。

(4)遺体の搬送車両

遺体の搬送は、都市整備公社斎園事業部が保有する葬具運搬車、バス型霊柩車を使用するが、必要 に応じ、市対衛生局及び他の市や関連機関への応援を要請する。

(5)遺体の処置

遺体の火葬及び身元不明者の取扱いは、次のように行う。

- ① 市民課等が発行する埋(火)葬許可証がなければ、火葬してはならない。
- ② 死亡者の火葬は、満池谷火葬場で行うこととし、死亡者数によっては、他の市町に依頼する。また、必要がある場合は、市長の認可を得て応急仮設火葬場を設置する。
- ③ 縁故者の判明しない者については、市対策本部が死亡届を提出し、埋(火)葬許可証の交付を受け、火葬を行い、遺骨は満池谷納骨堂等に一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。
- ④ 身元が判明しない者については、一定期間経過後に行旅死亡人として取扱うこととし、市対策本部の判断に基づき、埋(火)葬許可証の交付を受けた後、②・③の処置を実施するものとする。

8 電話その他の通信設備の提供

市長は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難等により、家族等と連絡を取ること や必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、避難所に電話その他の通信設備を設置すること により、避難住民等が無用の不安や混乱に陥ることを防ぐものとする。

9 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

(1) 対象住家

武力攻撃災害により住家が半焼又は半壊し、自らの資力をもってしては、応急修理ができない者の 住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、もって居住の安定を図る。

(2) 修理の範囲

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居 室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施する ものとする。

10 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学 校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して学用品を給与する。

(1) 学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

(2) 学用品給与の方法

- ① 市は、その所管する学校及び教育委員会の協力を受け、学用品の調達、配分を行うものとする。
- ② 給与の対象となる児童生徒の確実な人員数を調査把握するため、被災者名簿と当該学校における 学籍簿等とを照合するなど、学年別に給与対象人員を正確に把握するよう努めるものとする。

11 障害物の除去

(1) 対象住宅

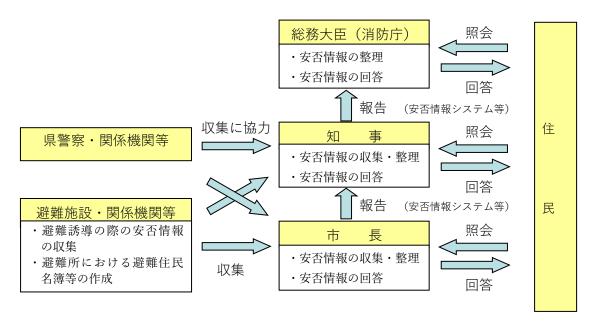
武力攻撃災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれているため、一時 的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に 対し、これを除去することにより、居住の確保を図る。

(2) 除去の範囲

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居 室、炊事場、便所等生活に欠くことのできない場所又は玄関に運び込まれた障害物を除去するものと する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性 や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事 項を以下のとおり定める。



1 安否情報の収集 (法94)

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、 諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

収集にあたっては、やむを得ない場合を除き、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については、同様式第2号を用いて行う。

ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法により行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう 努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨 がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告 (法94)

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答 (法951)

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及び FAX 番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置 すると同時に住民に周知する。
- ② 安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合等は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

③ 照会の受付にあたっては、様式第4号に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、マイナンバーカードなどにより、当該照会者が本人であることを確認する。

ただし、やむを得ない理由により当該書類を提示若しくは提出することができない場合、又は電話、メール等の方法で照会があった場合においては、原則として照会者の住所・氏名・生年月日および性別を、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。

(2) 安否情報の回答 (法 95 1)

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮 (法 95 Ⅱ)

① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員 に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

[資料1-5-1 安否情報様式]

4 日本赤十字社に対する協力 (法96)

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否 情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を 行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火災、爆発、放射線物質の放出その他の人的 又は物的災害を防除し被害を軽減するため、武力攻撃災害への対処の実施方法等について示す。

第1節 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処 (法 97 Ⅱ・Ⅲ)

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請 (法 97VI)

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC 攻撃による災害が発生し、保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し被害を軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保 (法 22)

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の 安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通知 (法98)

(1) 市長への通報

武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者は、延滞なく、その旨を市長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官(以下、「消防吏員等」という。)に通報しなければならないとされている。消防吏員等は、通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報しなければならない。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者又は消防吏員等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2節 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示 (法 112)

(1) 退避の指示

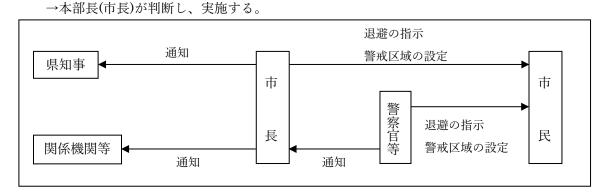
市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、市民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて(又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し)、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。 退避の指示の伝達方法は、警報・避難指示の伝達方法の例による。

(2) 退避の指示の実施手続き

退避の指示は、次の手続きを経て実施する。

- ① 通常勤務体制時に、突発的に事態が発生しかつすみやかな指示が必要となるとき →危機管理監あるいは消防局長からの要請に基づき、市長が実施する。
- ② 国民保護連絡会議が設置されているとき →議長(危機管理監)からの要請に基づき、市長が実施する。
- ③ 国民保護警戒本部又は国民保護対策本部が設置されているとき



※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で市民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、市民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

※【退避の指示(一例)】

- 「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、 近隣の堅牢な建物の屋内に一時退避すること。
- 「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、○○地区の△△一時)避難場所へ 退避すること。

※【屋内退避の指示について】

市長は、市民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC 攻撃と判断されるような場合において、市民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の 外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、 屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられると き。

(3) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、広報車等により速やかに市民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。 退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- ② 市長は、知事、警察官、自衛官又は海上保安官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、 退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動 について調整を行う。

(4) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を市民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安署と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防職団員等が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊、海上保安署等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、 各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては特殊標章等を交付し、 着用させる。

2 警戒区域の設定 (法 114)

(1)警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民からの通報 内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民の生命又 は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。警戒区 域の設定にあたっては、退避の指示と同様に検討会を開き、市長が定める。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、 退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設け るものである。

(2)警戒区域の設定に伴う措置等

① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における 県警察、自衛隊、海上保安署等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況 の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、市民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、 若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 市長は、知事、警察官、自衛官又は海上保安官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。
- ④ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、消防機関、県警察、海上保安署等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ⑤ 市長は、大規模集客施設等からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に 連携し、必要な対策をとる。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示 (法 111)

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

4 土地、建物の一時使用等 (法 113)

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 一時使用等

他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用。

(2) 除去その他必要な措置

武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の 支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)。

5 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防局は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を 行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活 動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の消防力のみだけでは対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相 互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の 規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に 係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、 直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6)消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防局とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、 国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、 県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊、海上保安署等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長及び消防長は、特に現場で活動する職員、消防職団員等に対し、特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3節 生活関連等施設の安全確保

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、 各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防局による支援 (法 102Ⅳ)

消防局は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、 資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるとき も、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な処理を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、消防機関、県警察、海上保安署その他の行政機関に対し、 支援を求める。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 (法 103)

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、 危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本 部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- ① 市に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く)において貯蔵し、又は取り扱うもの
- ② 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物 営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が 取り扱うものに限る。)を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの

【措置】

- ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については、消防法 第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号)
- イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第 103条第3項第2号)
- ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市 長は、(1)のアからウの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危 険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4節 武力攻撃原子力災害及び NBC 攻撃による災害への対処

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、「地域防災計画(原子力等防災計画)」 等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC 攻撃による災害への対処については、 国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及び NBC 攻撃による災害への対 処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処 (法 105)

(1) 「地域防災計画(原子力等防災計画)」等に準じた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に 当たっては、原則として、「地域防災計画(原子力等防災計画)」等に定められた措置に準じた措置を 講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を、事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたとき又は内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、消防局に連絡する。
- ② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を、事業所外運搬を行っている原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣又は県より先に把握した場合には、直ちに当該事業者にその内容を確認するとともに、その旨をこれらの大臣等及び知事に通報する。
- ③ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- ④ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、消防局に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(3) 市民の避難誘導

- ① 市長は、知事が市民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施 要領を策定し、市民の避難誘導を行う。
- ② 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の市民に対し、退避の指示をし、その旨を知事に通知する。

(4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- ① 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣する など、同協議会と必要な連携を図る。
- ② 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、市民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(5) 国への措置命令の要請等

市長は、市民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(6) 安定ヨウ素剤の配布

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して市民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。

(7) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画 (原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(8) 飲食物の接種制限

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、地域防災計画(原子力等防災計画) 等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(9) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において 積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保 に配慮する。

2 NBC 攻撃による災害への対処

市は、NBC 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の市民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被 災者の救助等の活動を行う。

[資料1-4-1 西宮消防局における防護資機材等整備状況]

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、 内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から 必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防局、県警察、自衛隊、海上保安 署、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報 を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し(又は職員を参画させ)、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応 (法 107)

市は、NBC 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、 汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を 実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、市対保健医療局は県警察等の関係機関と連携して、消毒等の措置を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染 地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市対統制局は、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、市対保健医療局と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス(疾病監視)による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限 (法108)

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県 警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【市長が講ずる措置】 (法 108 I)

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。
		・移動の制限
		・移動の禁止
		・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。
		・使用の制限又は禁止
		・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限
		・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
	建物	・立入りの制限
5号		・立入りの禁止
		・封鎖
6号	場所	・交通の制限
		・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【名あて人に対して通知すべき事項】 (令 31 1)

	<u> </u>
1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号及び第6号に掲げる
	権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収 集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集・報告及び公表等

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び 報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災概要の早期把握

市は、災害応急活動や応援要請を速やかに行うため、職員参集時での報告や巡視員からの報告をもとに、迅速に被災規模の把握を行う。

2 被災情報の収集 (法126)

(1) 通信手段

市は、Jアラート、Em-Net、電話、FAX、インターネットその他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

(2) 関係機関との連携

市は、消防機関、県警察、海上保安署等との連絡を密にして情報の収集を行う。

(3) 連絡系統

被災情報の連絡の流れは、次のとおりである。

(4)情報収集方法

① 人的被害

市は、県警察や関係機関と互いに連絡をとり、人的被害の把握に遺漏がないよう対処する。また、 地図情報のデータベース化を図り、被災状況図を作成する。

- ア 参集した職員からの報告
- イ 県警察からの情報提供
- ウ 消防局の救急救助状況
- エ 各地区の自主防災組織からの収集
- オ 市対市民局への市民からの通報
- カ 市対避難局からの避難者状況
- キ 市対病院局、市対保健医療局からの負傷者救護状況
- ク 市対衛生局からの死亡者収容状況

② 建物被害

市民や関係機関からの情報に加え、できるだけ早く外観目視による全棟調査を実施し、データベース化を図るとともに被害状況図を作成する。

(5) 収集項目

- ① 人的被害
 - ア死亡者
 - イ 負傷者(重・軽傷者)
 - ウ 行方不明者
- ② 建物被害
 - ア 全壊
 - イ 半壊
 - ウー部破損

3 被災情報の報告 (法 127)

(1) 報告系統

- ① 県(阪神南県民センター)に被災情報を報告することとする。
- ② 通信の不通等により県に報告できない場合、内閣総理大臣(窓口消防庁)に対して直接被災情報を報告することとする。ただし、その場合にも県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後に県に報告することとする。

(2) 被災情報の伝達手段

- ① 被災情報の報告は、防災端末(フェニックス防災システム)に情報を入力することにより行う。 また、状況により有線、無線電話、FAX などのうち、最も迅速確実な手段を使用することとする。
- ② 有線が途絶した場合は、衛星通信、西日本電信電話株式会社災害対策用無線等の無線通信施設等を利用することとする。必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。
- ③ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努めることとする。

(3)報告内容

- ① 緊急報告
 - ア 武力攻撃災害等を覚知した場合、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、迅速性 を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)、分かる範囲でメール、FAX 等 により報告することとする。
 - イ 火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防局への通報(電話・来庁を問わない。) が殺到した場合、直ちに消防庁、県(対策本部、阪神南地方本部経由)それぞれに対し報告する こととする。消防庁に対しては、県を経由することなく、直接報告し、県にもその旨後で報告す ることとする。
 - ウ 報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りる こととし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足することとする。

② 災害概況即報

- ア 市対策本部を設置した災害が発生した場合には、ただちに県(対策本部、阪神南地方本部経由) に報告することとする。
- イ 災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合には、人的被害の状況、建築物の被害状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕により把握できた範囲から直ちに県(対策本部、阪神南地方本部経由)へ報告することとする。
- ウ 特に、災害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない規模であると予想 される場合は、至急その旨を県(対策本部、阪神南地方本部経由)へ報告することとする。
- エ 災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。

③ 被害状況即報

- ア 被害状況を収集し、〔被害状況即報〕により県(対策本部、阪神南地方本部経由)に報告する こととする。
- イ 県は、被害状況をとりまとめる時間を指定するが、内容が重要と判断される情報を入手したと きは、随時報告することとする。

④ 災害確定報告

- ア 応急措置完了後速やかに県(対策本部、阪神南地方本部経由)に文書で災害確定報告を行うこととする。
- イ 県は、応急措置完了後 20 日以内に災害確定報告をとりまとめ、内閣総理大臣及び消防庁長官 に対して文書で報告することとする。
- ※本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領(昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号)及び火災・災害等即報要領(昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号)に 準じて行うこととする。

[資料2-1-2 災害報告取扱要領]

[資料2-1-3 火災・災害等即報要領]

「資料2-1-4 災害の被害認定基準】

[資料2-1-5 被害の分類認定基準]

4 被災情報の公表

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時適切な情報提供や 行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

(1) 被災情報の広報

災害発生直後の速やかな被災情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図る上で重要であることから、市は関係機関と協議のうえ、次の事項を中心に広報活動を実施する。

なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

- ① 武力攻撃情報に関すること。
- ② 被害の概要に関すること。
- ③ 火災の状況に関すること。

- ④ 避難の指示や誘導に関すること。
- ⑤ その他市民の安全確保に必要なこと(二次災害防止情報を含む)。

(2) 支援情報の広報

災害発生後、人身の安全性が確保された後は、避難生活・通常生活のための情報が必要となる。 市は、関係機関と密接な連絡を図り、次の事項を中心に広報活動を実施する。

- ① 避難所に関すること。
- ② 救護所の開設に関すること。
- ③ 医療機関の状況及び防疫活動の活動状況に関すること。
- ④ 救援物資の配布に関すること。
- ⑤ 給水、給食に関すること。
- ⑥ その他市民生活に必要なこと。

(3) ライフライン復旧情報等の広報

市は、各防災関係機関と密接な連絡を図り、復旧情報について広報活動を実施する。

- ① 交通機関、道路の状況及び復旧に関すること。
- ② 電気、水道、ガス、下水道等の復旧に関すること。
- ③ 電話の利用の復旧に関すること。
- ④ 電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関すること。

(4) 広報の手段

① 広報車

原則として市所有の広報車を使用する。必要に応じて県警察その他の防災関係機関の広報車の協力も得る。

② マスメディア

県を通じ「災害時における放送要請に関する協定」により、NHK 神戸放送局等に対し、障害のある人や外国人等の要配慮者にも配慮した放送要請を行う。また、ケーブルテレビ会社へ放送要請するとともに、コミュニティFM局との協定に基づく緊急割り込み放送を行う。

[資料2-4-2 災害情報等に関する放送の実施に関する協定書] [資料2-4-3 災害時における放送要請に関する協定(参考)]

③ その他広報手段

市ホームページや防災ポータルサイト、SNS等による緊急情報提供を行うとともに、広報紙をできるだけ早期に発行し、各避難所、支所、給水所、防災拠点等に配布する。

(5) 要配慮者への広報

要配慮者への広報は、文字放送や手話放送、FAX 等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力を得て、点字や外国語による広報紙の発行等、要配慮者の状況にあわせた広報媒体を作成し情報提供する。

(6) 職員への情報伝達

各職員が全体の動きを理解して担当業務を行えるよう、総括担当者を通じ全職員に対策本部の決定 事項や、本部事務局で収集した災害情報、被災情報、支援情報を伝達する。

(7) 災害記録の資料収集

災害記録、その他各種災害に関する資料を収集しデータを整理する。また、これらを分析して今後 の市保護計画に反映させる。

(8) 留意事項

- ① 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- ② 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うよう努める。
- ③ 県と連携した広報体制を構築すること。

5 市民への各種相談窓口の設置

市は、市民からの問合せや相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて特別相談窓口を開設する。

(1) 各種相談窓口の設置

- ① 巡回相談(各避難所等)
- ② 電話相談
- ③ 専門相談(法律、医療等)
- ④ 他機関(国、県、その他関係機関)との共同相談
- ⑤ 要配慮者対応(障害のある人、外国人等)

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 健康対策

- ① 市は、避難先地域に対して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、 保健師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- ② 市は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。
- ③ 市は、巡回健康相談の実施にあたり、高齢者、障害者等の心身双方の健康状況の把握に努める。

(2) 感染症対策

- ① 市は、医師及び保健師等で編成する疫学調査班を被災地域に派遣し、疫学調査を実施するとともに、必要に応じて健康診断を実施する。
- ② 市は、被災地において、一類感染症及び二類感染症の患者又は一類感染症の無症状病原体保有者が発生したときは、速やかに第1種感染症指定医療機関又は第2種感染症指定医療機関に入院の勧告又は措置をとることとし、感染症指定医療機関が武力攻撃災害により使用できない場合は、近隣の感染症指定医療機関又はその他適当と認められる医療機関に入院の勧告又は措置をとる。

なお、生物剤を用いた攻撃等により、一類感染症を除く感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合は、国民保護法第121条第1項の規定に基づき、当該感染症を指定感染症として指定されることがある

市は、予防教育及び広報活動の推進、塵芥及び汚泥等の埋立又は焼却、し尿の処置、家屋・便 所・ごみため等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除など、感染症対策を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

- ① 市は、食品衛生監視員を救援食糧の一時集積所に派遣し、衛生状態の指導を行う。
- ② 市は、食品衛生監視員を避難所に派遣し、食糧の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理について指導を行う。また、食糧供給事業者に対しても、食中毒予防の徹底を要請する。
- ③ 市は、食品関係施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合には、改善を指導する。

- ④ 市は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による疫学調査や食品、便等の検査を実施し、 原因究明及び被害の拡大防止を行う。
- ⑤ 市は、食中毒等の被害の拡大が懸念される場合は、速やかに厚生労働省に連絡するとともに、状況により、他府県や厚生労働省に支援を要請する。
- ⑥ 市は、避難所を中心に、武力攻撃災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に 努める。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生 確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、市民に対して情報 提供を実施する。
- ② 市は直ちに、あらかじめ定めるところにより応急対策人員を動員し、応急対策を実施する。
- ③ 市は、水道の各施設(貯水、取水、導水、送水、配水、給水施設)ごとに、被害状況の調査を実施する。被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。
- ④ 市は、応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、水道担当部局と連携しつつ、 速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市 町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

(5) 栄養指導対策

- ① 市は、県や県栄養士会と連携し、避難所や仮設住宅等を巡回して被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施する。 また、給食施設等の巡回栄養管理指導等を実施する。
- ② 市は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。
- ③ 市は、巡回栄養相談の実施にあたり、高齢者、障害者等をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

(6) ごみの収集・処理

- ① ごみ処理計画
 - ア 一般廃棄物の収集及び処分の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準) に定めるところにより、災害発生の日からなるべく早く収集・運搬し処分する。

イ 広域応援の受入れ

ごみの収集及び処分について、必要に応じ動員・ボランティア部を通じ広域応援を要請する。 その場合、効率的な業務を実施するため、受け入れ担当窓口を設置する。

② ごみの収集方法

- ア 腐敗性の高い可燃ごみを最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。
- イ ごみの分別はもやすごみ、もやさないごみ、粗大ごみ、有害ごみの4区分とする。

③ ごみの処理

- ア 処理施設は、速やかに点検を行い稼動できるよう措置を講じる。
- イ 処理施設での処理能力を上まわる大量ごみが発生した場合は、周辺の環境に留意し、公有地等 を臨時集積場として利用すると共に、他都市に対し、ごみ処理についての協力を要請する。

【ごみ処理施設】

施設名	西部総合処	理センター	東部総合処理センター	
所在地	西宮市西宮浜3丁目8番		西宮市鳴尾浜2丁目1番4	
敷地面積	40,998.77 m²		37,726.78 m²	
竣工年月	平成9年8月		平成 24 年 12 月	
施設区分	焼却施設	破砕選別施設	焼却施設	
加亚松士	525 t /24 h	110 + /51	280 t ∕24 h	
<u>処理能力</u>	(175 t /24 h ×3)	110 t ∕5 h	(140 t /24 h ×2)	

(7) し尿の収集・処理

- ① 避難所等に必要に応じて、市所有及び協定締結業者からの借上げ応急仮設トイレを設置するとともに、し尿の収集・処理を実施する。
- ② 被災状況に応じ関係業者の協力を得て、仮設トイレの借上げを速やかに実施する。

「資料2-4-1 災害時応援協定一覧(民間機関等)]

2 廃棄物の処理

(1)廃棄物処理の特例 (法 124)

- ① 環境大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域として指定し、当該地域においてのみ適用のある特例基準(特例的な廃棄物処理基準及び委託基準)を定めるものとされている。
- ② 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、県に対し情報提供を行う。

- ③ 市は、②により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。
- ④ 市は、平素から、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される 大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、「西宮市災害廃棄物処理計画」の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」(平成30年3月)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。
- ③ 市は、以下の点に留意して、がれき処理を実施する。
 - ア 損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握し、県に連絡する。
 - イ がれきの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保する。
 - ウ 損壊した建物から発生したがれきについては、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先 的に撤去する。また、アスベスト等の有害物質については、飛散防止を図るものとする。
 - エ 計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。
 - オ 最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、速やかに県に支援を要請する。

(3) 仮置場

① 仮置場の選定 がれきの仮置場は、搬入、集積、選別等の処理の円滑及び周辺環境等に配慮して選定する。

② 仮置場への搬送

倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、不燃、可燃等に分別して、仮置場 へ直接搬送する。なおアスベスト等有害ゴミについては、専門業者により処理を行う。

③ がれきの処理設備

仮置場に瓦礫の選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。

(4) 不法投棄の監視

道路、公園等への不法投棄を防止するため、道路管理者等と連携して啓発と摘発を行う。また、海 洋への不法投棄による汚染を防止するため、海上保安署との連絡を密にする。

[資料2-2-7 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援協力に関する協定]

3 文化財の保護

市教育委員会は、文化庁長官が市の区域に存する重要文化財等の武力攻撃災害のよる被害を防止するため命令又は勧告を行い、県がこれに応じて市の区域に存する県指定文化財等の被害防止のための勧告を行う場合、市指定文化財等(市指定重要有形文化財、市指定重要有形民族文化財及び市指定史跡名勝天然記念物をいう。)についても、速やかに所有者等に当該勧告を通知する。

第10章 市民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等において、水の安定的な供給等を実施するなど市民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定 (法 129)

(1) 価格の高騰又は供給不足の防止

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務 又は市民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図ると ともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力す る。

(2) 価格の高騰又は供給不足への対処

市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係 法令に基づき、以下に掲げる措置を実施する。

① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和 48 年法律第 48 号。 以下「買占め等防止法」という。)に係る措置

市長は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資(以下「特定物資」という。)を指定した場合は、市の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者に対し、以下の措置を講ずる。

- ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査(買占め等防止法第3 条)
- イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保 有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示(買占め等防止 法第4条第1項)
- ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令(買占め等防止法第 4条第2項)
- エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果 通知(買占め等防止法第4条第4項及び第5項)
- オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問(買占め等防止法第 5条第1項及び第2項)
- ② 国民生活安定緊急措置法(昭和 48 年法律第 121 号)に係る措置 市長は、国が国民生活安定緊急措置法第 3 条第 1 項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき 物資(以下「指定物資」という。)を指定した場合は、市の区域内のみに事業場を有し指定物資を 販売する事業者に対し、以下の措置を講ずる。
 - ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小 売業者の公表(国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項)

- イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての、規定する価格以下の 価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表(国民生活安定緊急措置 法第7条)
- ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理 の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問(国民生活安定緊急措置法第30条第1項)

2 教育対策等

(1) 学校教育の早期再開

文教施設の被害又は幼児児童生徒の被災により、通常の教育を実施できない場合において、教育の 早期再開に対応するための計画である。

① 幼児児童生徒の安全対策等

学校長は、武力攻撃災害発生時において、幼児児童生徒の安全確保に全力を上げて取り組むとともに、幼児児童生徒の安否、被災状況等を把握しすみやかに教育委員会に報告する。

② 学校施設の復旧等

ア 学校施設の被害状況の把握

- ・学校長は、被害を受けたときは施設及び敷地の被害状況を遅滞なく教育委員会に報告する。
- ・教育委員会は、被害を受けた学校を速やかに調査し、被害状況の把握に努める。
- イ 応急復旧対策

速やかに教育活動が実施できるよう必要な措置をとる。

- ・災害による被害の軽易な復旧は、その施設の長に委任する。
- ・授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設便所等を建設する。
- ・被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し完全復旧が完了するまで管理監督すると共に、応急仮設校舎を建設する。
- ・上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方 策をとる。
 - I. 近隣校等との協議・調整を行い、教室を確保する。
 - II. 学校施設以外の教育施設及び公共建築物のほか協力の得られる適当な民間施設を教室に利用する。

③ 応急教育の実施

ア 応急教育の区分

学校施設の確保状況を勘案して、通常の授業が実施できない場合は、次の区分に従って応急教育を実施する。

- ・臨時休校・短縮授業・合併授業・二部授業
- ・分散授業・複式授業・上記の併用授業
- イ 教育実施者の確保

教育委員会は、教員の被災等により通常の授業が実施できない場合、次の方法により教員の確保の応急措置を実施する。

・各学校で、教員の出勤状況により一時的な教員組織を編成する。

- ・高等学校、幼稚園については、助教諭、臨時講師を任用する。
- ・小中学校については、次の措置をとる。
 - I. 交通事情等により勤務校に出勤できない教員は、出勤可能な市立学校へ赴き指導する。
 - Ⅱ. 県教育委員会と協議し、助教諭、臨時講師を任用する。
 - Ⅲ. 県教育委員会と協議し、出張指導による補充措置を実施する。

④ 学校給食の措置

ア 教育委員会は、学校再開にあわせて速やかに学校給食が実施できるよう努める。ただし、被災 状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

- イ 児童生徒に対する学校給食は、次の場合には一時中止する。
 - ・避難所となった学校において、食糧供給計画上の非常緊急措置として、学校給食施設で炊き出 しを実施する場合。
 - ・伝染病その他危険の発生が予測される場合。
 - ・災害により給食物資が入手困難な場合。
- ウ 給食施設が被災し給食の実施が不可能となった場合。
- エ その他給食の実施が適当でないと認められる場合。

⑤ 幼児児童生徒の健康保持等

ア 被災した幼児児童生徒に対しては、その被災状況により保健指導やカウンセリング等を実施し、 健康の保持、心のケア等に努める。

イ 避難所となった学校において、事前に決められたスペースで救護所を開設することができない場合は、学校再開まで保健室を一時的に救護所として使用することができる。

(2) 社会教育及び文化財

① 社会教育関係施設の措置

社会教育関係施設の応急措置については、早期再開に必要な対策を講ずるものとする。

② 文化事業等の早期再開

被災者に対しては、物質的な支援だけでなく、精神的な支援を実施するため、芸術・文化事業を はじめスポーツ事業についても可能な限り早期再開に努める。

③ 文化財対策

文化財が被害を受けたときは、教育委員会は被害調査を実施し、文化庁及び県教育委員会の指導のもとに所有者と協議し復旧対策を講じる。

3 避難住民等の生活安定等

(1) 要配慮者への対応

民生委員・児童委員、西宮市社会福祉協議会、地域住民、ボランティア、自主防災組織等の協力を 得て、速やかに安否確認及び被災状況の把握と支援業務を実施する。また必要に応じ、県及び近隣市 町等に職員の応援派遣を要請する。

- ① 独居高齢者、障害のある人、難病患者などの要配慮者の迅速な把握に努め、必要に応じ社会福祉施設への緊急入所等の措置を講じる。
- ② 要配慮者に対し、生活必需品の支給や利用可能な施設及び福祉・医療サービスに関する情報等の 提供をする。
- ③ 社会福祉施設の早期再開を図り、高齢者や障害のある人などに対する支援業務の充実に努める。
- ④ 社会福祉施設に対する電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が得られるよう各事業者に要請する。
- ⑤ 時間経過に沿って、人的体制、業務内容の見直しを行い、各段階におけるニーズに合わせた対策 を講じる。

(2) 児童への対応

- ① 民生委員・児童委員、地域住民等の通報に基づき被災児童の実態把握に努め、児童相談所等関係機関と協力して、保護・生活支援等必要な措置を講じる。
- ② 被災児童の精神的不安定に対応するため、市対保健医療局や児童相談所等と連携して、心のケアを実施する。

(3) 高齢者、障害のある人などへの対応

- ① 福祉全般の相談窓口の開設 高齢者や障害のある人などに対しては、周辺住民を中心としたきめ細かな支援体制を確立し、早期に相談窓口を開設する。
- ② 福祉施設等の早期復旧と平常業務の再開

福祉施設は要配慮者にとって不可欠な施設であるため、これらの施設は被災後の早期復旧と平常 業務の早期再開に努める。

なお、要配慮者のうち重度者に対しては、避難所としての利用も図る。

③ 情報提供

要配慮者に対する迅速正確な情報の提供を実施するため、関係団体やボランティア等の協力を得て、広報連絡体制の整備を図る。

(4) 外国人への対応

- ① 日本語の理解が十分でない外国人のため、英語やその他複数言語による防災手引きや案内を活用した支援を行う。
- ② ボランティア等の協力を得て、外国人被災者を対象とした相談窓口を開設する。

(5) 公的徴収金の減免等 (法 162Ⅱ)

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(6) 生活再建等の支援

市は国及び県と協議し、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

4 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給 (法 134 Ⅱ)

水道事業者及び工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

河川、道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

(3) 指定公共機関等による生活基盤等の確保 (法 134~137)

- ① 電気事業者及びガス事業者である指定公共機関等は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとされている。
- ② 水道用水供給事業者である指定公共機関等は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとされている。
- ③ 運送事業者である指定公共機関等は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとされている。
- ④ 電気通信事業者である指定公共機関等は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び保護措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うために必要な措置を講ずるものとされている。
- ⑤ 病院その他の医療機関である指定公共機関等は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずるものとされている。
- ⑥ 道路の管理者である指定公共機関等は、その国民保護業務計画に定めるところにより、道路を適切に管理するものとされている。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 特殊標章等 (法 158)

(1) 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書。

(3) 識別対象

保護措置に係る職務等を行う者、保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

2 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 市長

- ① 市の職員(消防長の所轄の消防職員を除く。)で保護措置に係る職務を行う者
- ② 消防団長及び消防団員
- ③ 市長の委託により保護措置に係る業務を行う者
- ④ 市長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2)消防長

- ① 消防長の所轄の消防職員で保護措置に係る職務を行う者
- ② 消防長の委託により保護措置に係る業務を行う者
- ③ 消防長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等 (法 139)

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害 状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の 復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請 (法 140)

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) ライフライン施設

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 道路等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、その他の施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。 武力攻撃災害の復旧市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

3 国における所要の法制の整備等 (法 171)

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

4 市における当面の復旧

市は、本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、被災の状況、地域の特性、関係する 公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、 地域の実情等を勘案して、県と連携して当面の復旧の方向を定める。

5 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、当該施設の被害の状況、周辺地域の状況等を考慮して、迅速な復旧を行う。

第2章 保護措置に要した費用の支弁等

市が保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 費用負担及び支弁

(1) 国及び地方公共団体の費用の負担 (法 164,168)

市が実施する保護措置その他国民保護法に基づいて実施する措置に要する費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護法施行令で定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

【国と地方公共団体の費用分担】 (法 168、令 47~51)

- 1 国が負担する費用
 - ① 市民の避難に関する措置に要する費用
 - ② 避難住民等の救援に関する措置に要する費用 (内閣総理大臣が定める程度、方法及び期間による救援に要する費用)
 - ③ 武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用
 - ④ 損失補償若しくは実費弁償、損害補償又は損失補てんに要する費用 (地方公共団体に故意又は重大な過失がある場合を除く。)
 - ⑤ 国が地方公共団体と共同して行う保護措置についての訓練に係る費用
- 2 地方公共団体が負担する費用
 - ① 地方公共団体の職員の給料及び扶養手当その他政令で定める手当 (調整手当、住居手当、通勤手当その他の手当)
 - ※ 保護措置に係る職務を行う職員の特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理 職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び武力攻撃災害派遣手当は国が負担
 - ② 地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用で政令で定めるもの (消耗品費、通信費その他の費用)
 - ③ 地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用で政令で定めるもの (当該施設の維持管理に通常要すると認められる費用)

(2) 他の市町の応援に要する費用の支弁 (法 165)

市は、他の市町の応援を受けたときは、当該応援に要した費用を支弁する。この場合において、市 が当該費用を支弁するいとまがないときは、応援を求めた市町に対し、当該費用を一時的に立て替え て支弁するよう求めることができる。

(3) 県が市の措置を代行した場合の費用の支弁 (法 166)

市が、武力攻撃災害により事務を行うことができなくなったときに、県が市の実施すべき保護措置 を代行したときは、県が当該費用を支弁するものとされている。

(4) 救援の事務を行う場合の費用の支弁 (法 167)

市が行う救援に関する事務に要した費用は、県が支弁するものとされている。この場合において、 県の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととされたとき、又は県が当該費用 を支弁するいとまがないときは、市に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁させることができる ものとされている。

(5) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を 証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償 (法 159 Ⅰ, 令 40)

市は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償 (法 159 Ⅱ, 令 41,42)

市は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める手続等に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償 (法 160,令 43,44)

市は、保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 市民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 市民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る 不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問 い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当部署を定める。 また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、市民の権利利益の救済のため迅速 に対応する。

【市民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当		
	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)			
損失補償	特定物資の保管命令に関すること。(法第 81 条第 3 項)	市対市民局		
(法第 159 条第 1	土地等の使用に関すること。(法第 82 条)			
項)	応急公用負担に関すること。(法第 113 条第 1 項・5 項)	市対統制局		
損害補償	市民への協力要請によるもの			
(法第 160 条)	(法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123	市対統制局		
	条第1項)			
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)				
訴訟に関すること。(法第 6 条、175 条) 市対総務局				

(2) 市民の権利利益に関する文書の保存

市は、市民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び保護措置に 関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態 (法 182)

市保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章第2項に掲げるとおりである。 市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の 事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への 対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 (法 183)

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

【本計画における主な用語の読み替え】

武力攻撃事態等	緊急対処事態	
保護措置	緊急対処保護措置	
国民保護対策本部 (長)	緊急対処事態対策本部 (長)	
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃	
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害	